

# 吉野万葉整備活用基本設計

令和 4 年 3 月

吉野町



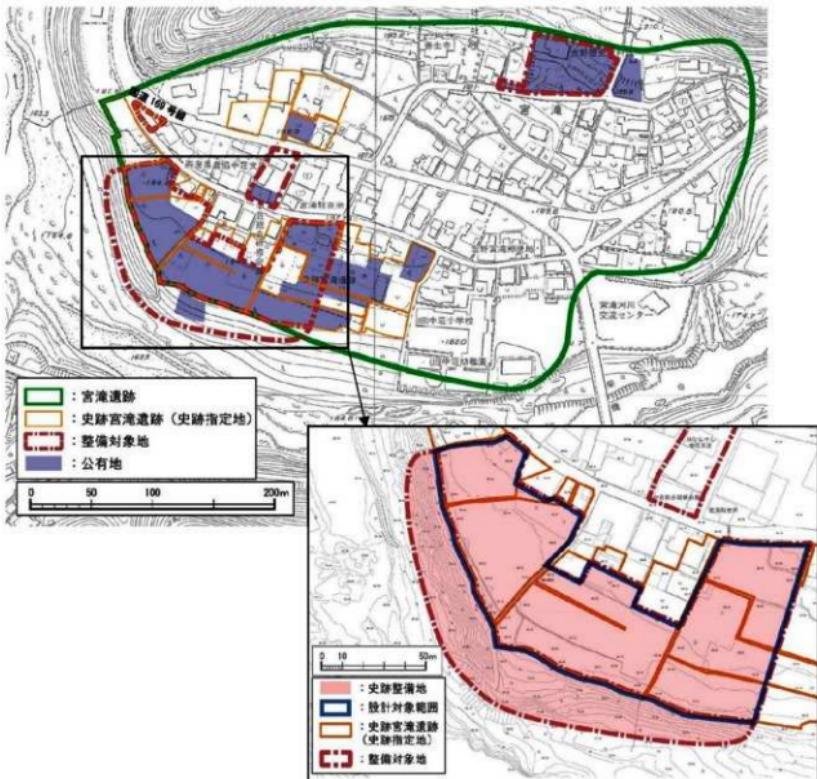
## 目次

第1章 基本計画の整理.....	1
第1節 整備活用計画の基本的な考え方と整備活用テーマ.....	1
第2節 保存について.....	3
第3節 整備について.....	4
第4節 管理体制.....	7
第5節 ガイダンス施設.....	8
第2章 設計条件.....	9
第1節 史跡指定状況.....	9
第2節 遺構の概要.....	10
第3節 自然条件.....	17
第4節 社会条件.....	22
第5節 整備対象地における区域分けの再整理と各区域の役割分担.....	26
第6節 関連計画及び取り組み.....	33
第7節 関連法令.....	36
第8節 整備方針.....	38
第3章 官窓遺跡整備基本設計.....	40
第1節 空間構成・景観計画.....	40
第2節 遺構表示設計.....	43
第3節 敷地造成設計.....	60
第4節 植栽計画.....	64
第5節 施設設計.....	68
第6節 設備.....	77
第4章 エントランス区域・ガイダンス区域の計画.....	82
第1節 エントランス区域.....	82
第2節 ガイダンス区域.....	87
第3節 周辺施設との連携.....	92
第5章 整備に向けて.....	96
第1節 整備スケジュール.....	96
第2節 概算工事費.....	98

## 吉野万葉整備活用基本設計における用語の定義について

本書では、史跡指定地と整備対象地が異なるため、定義を以下のように設定する。

宮滝遺跡	宮滝遺跡全体を示す。
史跡宮滝遺跡 (史跡指定地)	宮滝遺跡全体のうち国史跡に指定されている部分を示す。
整備対象地	基本設計及び計画を含む本書の対象範囲
史跡整備地	整備対象地のうち、史跡指定地を指す。国道169号線沿いの飛び地を除く。
設計対象範囲	整備対象地のうち、史跡整備地とその南側に隣接する斜面地を示す。
(参考) 吉野宮	飛鳥時代、齊明天皇によって造られ、奈良時代、聖武天皇の時代までたびたび行幸が行われた離宮。宮滝遺跡に比定されている。



## はじめに 一基本設計策定の経緯

### 1. 体制

吉野万葉整備活用検討委員会（敬称略・五十音順）

委員長 西本 昌弘 関西大学 文学部 教授

委 員 上野 誠 國學院大學 文学部 特別専任教授

(専門) 川上 洋一 奈良県立橿原考古学研究所 調査部 部長

佐野 純子 奈良インターナルチャー 代表

中島 義晴 (独行) 国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室 室長

(町内) 上田 秀幸 宮滝自治会 会長

福西 正行 吉野町文化財保護審議会 会長

山田 芳雄 中莊区長会 会長

山本 康一 中莊自治協議会 会長

オブザーバー 文化庁文化資源活用課

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課

事務局 吉野町産業観光課

辻中 哲也 課長

細川 雅康 課長補佐

中東 洋行 主査

表谷 充康

### 2. 基本設計策定に至る経過

平成25年 吉野万葉整備活用事業に着手

令和2年3月 『吉野万葉整備活用基本計画』を策定

令和3年 『吉野万葉整備活用基本設計』策定に着手

令和3年12月 第1回委員会開催（第1章・2章について）

令和4年2月 第2回委員会開催（第3章について、現地視察）

令和4年3月 第3回委員会開催（第1～4章について）

文化庁調査官による現地視察・指導

『吉野万葉整備活用基本設計』の策定

# 第1章 基本計画の整理

吉野万葉整備活用に向けた基本設計を取りまとめるにあたり、前提条件となる『吉野万葉整備活用基本計画』(以下、「基本計画」)が、令和2年3月に策定されている。本章では、基本計画の骨子を抽出し、基本設計の検討着手時点における考え方を整理する。

## 第1節 整備活用計画の基本的な考え方と整備活用テーマ

基本計画では、基本構想に定める下記5つの考えのもと、整備活用テーマを定めている。

### 【基本構想に定める基本的な考え方】

#### ① 貴重な文化財として保護と継承すべき遺跡

重層的に遺構が存在し、各時代における日本の歴史を物語る貴重な遺跡であり、これらを保護し、正確に継承していく遺跡として位置付けられる。遺構の保存を大前提とした整備とし、遺構を盛土等により保存するものとする。

#### ② 歴史的文化遺産としての価値の顕在化

日本の歴史を学び体得するうえで、貴重な遺跡であり、多くの人々がこれらの価値にふれることができるよう活用していく遺跡として位置付けられる。史跡官滝遺跡の特徴や価値を顕在化する整備を目指し、遺構を明示した整備を行うことで、建物配置等の表現を図るものとする。

#### ③ 記紀万葉に登場する景観・古跡等が良好に保存される地域

史跡官滝遺跡の周辺は、『古事記』『日本書紀』『万葉集』等に登場する景観や名所旧跡が良好に保存され、これらの背景を学ぶために、周辺の景観や古跡とともに保存と活用が図られるべき遺跡として位置付けられる。

#### ④ 地域の歴史に根ざした地域文化隆盛の拠点

史跡官滝遺跡周辺には、史跡に深く関わる多くの名所旧跡、文化財が分布し、これらとともに地域文化を継承し、発展させる拠点として位置付けられる。

#### ⑤ 吉野を訪れる人たちや町民の憩いの場

史跡官滝遺跡は、日本人の心のふるさとともに言うべき環境のなかに立地しており、これらに触れ楽しむことのできる場として位置付けられる。町民や来訪者の憩いや安らぎの場として活用することができる身近な公園としても利用できるよう、休養施設、便益施設、安全管理施設等を合わせて整備する。



### 【整備活用テーマ】

「吉野宮跡として『万葉集』の世界と壬申の乱後のイメージを今に伝える」

## 【史跡宮滝遺跡全体の区分と整備活用方針】

史跡宮滝遺跡を史跡地区域として3つに区分して整備活用方針を定めるとともに、宮滝遺跡を学習施設区域・遺跡保全区域・遺跡管理区域に、また遺跡範囲外の県立吉野川津風呂自然公園を自然景観保全区域に区分している。遺構の分布状況・土地利用・法規制を勘案し、今回の整備事業に関する場所の整備・活用の方針・手法は、以下の図1及び表1のとおりである。



図1 宮滝遺跡区分図

(出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」(活用手法について追記))

表1 整備活用方針

区分	法規制	整備活用方針
史 跡 地 区 域	史跡地南西部区域 史跡指定地 (公有地大半)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査による吉野宮の範囲の確定</li> <li>掘立柱建物の柱跡復元及び石組溝、石敷き遺構の表示等</li> <li>復元、表示周辺の園地整備</li> <li>解説板の設置</li> </ul>
	史跡地北部区域 史跡指定地 (民有地大半)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有化が限定的であり、今後も公有化の推進が必要</li> <li>未調査地は調査等を検討</li> <li>第2次以降に整備を目指す</li> </ul>
	史跡地南東部区域 史跡指定地 (公有地散在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>西半部には便益施設(四阿)や案内板、園路を整備</li> <li>西半部には美観保持のための一年草の植栽等を実施</li> <li>東半部は未公有地が多く、公有化の推進が必要</li> <li>東半部は第2次以降の整備を目指す</li> </ul>
学 習 施 設 区 域	ガイダンス ・ 学習区域 公有地 (周知の埋蔵文化 財包蔵地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉野歴史資料館を改修しガイダンス機能を強化</li> <li>『記紀』等に登場する吉野をガイダンス施設で展示</li> <li>『万葉集』を学ぶ資料を作成してガイダンス施設で公開</li> <li>宮滝遺跡第1次発掘調査の遺物の再整理を行い、公開</li> <li>野外体験学習施設を吉野歴史資料館に隣接して設置</li> <li>説明板等を活用し詩歌をイメージできる整備を行う</li> </ul>
	野外体験学習区域	

## 第2節 保存について

### 1. 保存の原則及び保存の方向性・手法

史跡宮滝遺跡を適切に保存するために、下記の原則に基づいた整備とする。

なお、隣接する宮滝遺跡においても、史跡宮滝遺跡に直接的・間接的に関係のある遺構・遺物が確認されている。このため、必要に応じて追加指定を含む措置を検討するほか、特に表2 ①～③に準じた対応が必要である。

#### 【保存の原則】

史跡宮滝遺跡は我が国の歴史上また学術上、非常に重要な遺跡である。そのため、その遺構等を確実に保存することが基本原則である。宮滝の地で活動した人々が、その土地に刻んだ営為の痕跡である「遺構」、それらに関連して残存する生活用具等の「出土遺物」及びそれらと直接的な関係を有する空間を、いかに確実に保存し、継承するかが重要である。史跡宮滝遺跡は、史跡の指定地において地上に本質的価値が表出しているものではなく、基本的には遺構や遺物は地下に埋蔵されているため、それらを保存するために適切な手法を採用することが重要である。



#### 【保存の方向性と手法】

表2 保存の方向性と手法

保存の方向性	手法
①遺構の保存	それぞれの遺構の現状を必要に応じて把握し、史跡指定地内の民有地は、必要に応じて公有化をする等、適切な措置を検討し講じる。
②啓発活動の継続	史跡宮滝遺跡の保護には、周辺住民を含む国民の理解・協力が必要不可欠である。様々な形で史跡宮滝遺跡の重要性を啓発するとともに、地域活性化等に寄与することで有用性も含めて周知していく。
③研究調査の促進	最も適切な保存の方針を導き出すため、本質的価値を明確に把握し、価値を構成する諸要素について保存と管理の在り方を検討する。
④整備の実施	史跡宮滝遺跡の保存・管理を行なうに当たっては、その価値を顕在化させることが、史跡の保存・地域の活性化等に大きく寄与すると判断できる場合、公開・活用のための整備を行う。
⑤景観の保全と再生	史跡宮滝遺跡の指定地周辺環境は、史跡宮滝遺跡が形成された時代の地理的・文化的背景となるものが含まれている場合が多く、史跡そのものの立地・選地を理解するうえで極めて重要であり、史跡宮滝遺跡指定地の内外を含めて、当時の自然環境の保全・再生や、地理的環境の復元検討等をめざす。

### 第3節 整備について

#### 1. 整備の方向性

整備の方向性について、図2のとおり整理されている。

- ・今回整備を行う史跡宮滝遺跡の史跡整備地は、聖武天皇の頃まで存続した吉野宮（古代2期）の中心部とみられ、『万葉集』等にも関わりの深い場所である。遺構の保存を確実に行なったうえで、周辺の関連する伝説等とともに、史跡の価値が視覚的にわかる施設・設備等を現地に整備する。
- ・『万葉集』等にまつわる植栽や、吉野宮に関する歴史・文学の看板を設置し、周辺の景色とともに総合的に吉野宮、宮滝遺跡の概要を学べるような整備をする。
- ・来訪者や周辺住民等の異なる目的での来訪者同士が競合することのないように配慮しつつ、来訪者の中心となることが想定される50代～70代の方を中心に、様々な属性を持つ来訪者が安全に利用できる園路や環境を整備する。
- ・来訪者が景色を見てゆったり過ごしたり、休憩等が行える環境を整備する。
- ・イベント等が行える広場、大型の四阿、その他必要な設備を整備する。

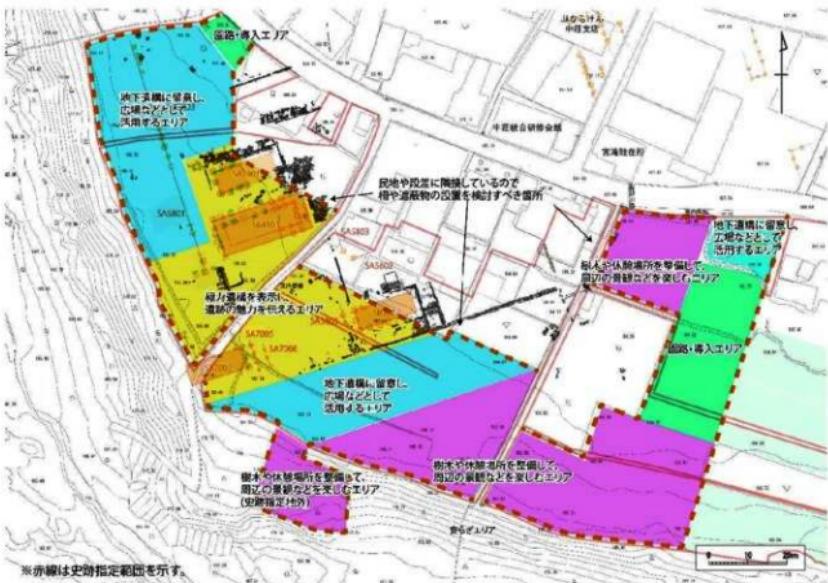


図2 史跡整備地内のエリア分け

(出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」)

## 2. 環境基盤の整備

### <遺構保存・地形造成に関する計画>

- ・発掘調査等で遺構検出レベルに基づいて整備レベル（アセビ等浅根性の樹木を想定し、現地表面+20cm程度）を決定する。整備レベル決定の際には、遺構を破壊することが無いようその保護を前提とし、十分な盛土の量を決定する。
- ・後世に削平されたと考えられる場所等は、発掘調査の成果から旧地形を想定し、可能な限りこれに近い地形となるよう、盛土を行う。
- ・遺構保護のための盛土量は、設備の基礎工レベルや植栽の樹根長等に十分配慮する。
- ・史跡整備地内や周辺の道路・里道等とのすりつきは、極力段差等が生じないよう配慮する。段差が生じる場合は来訪者の安全等を十分に配慮し、周囲の景観にも違和感を与えないよう努める。
- ・造成工事の際、遺構に負荷を与えないよう重機等の取扱いには十分に配慮する。

### <雨水排水計画>

- ・整備後の造成レベルに従った雨水排水系統を整備する。
- ・整備後の舗装、植栽等による表土処理は、雨水等の流出係数、流出量を十分に考慮する。
- ・石組溝等の遺構については、復元的整備により活用することを検討する。

## 3. 史跡整備地内の整備手法

### <園路>

- ・史跡整備地には遺跡の価値に影響を与えないよう、歩行者と管理車両のみ進入できるようにする。
- ・園路は、今後の調査等の可能性を配慮した再設置可能なものを検討する。地盤への盛土（50cm 内外）と柵（ロープ柵等）による通路明示や、現状地盤に置く形態のボードウォーク、自然由来の素材による舗装を候補とする。史跡整備地内の特に東側では、比高差 1m 程度の段差が連続する。この場所では階段とスロープを併設し、来訪者の利便性を図る。
- ・史跡整備地と吉野川の間に比高差 5m 程度の崖があるため、崖に隣接する場所では落下防止の安全対策として手すりを設置し、また崖と園路の間には安全帯を検討する。また園路から南側への眺望を意識し、土地所有者に木の伐採等を相談する等、吉野川沿いの自然景観や眺望の保全・再生に努める。

### <案内表示等>

- ・遺跡や眺望、『万葉集』等にまつわる情報の理解を助けるために案内板・説明板を充実させる。ただし、景観や遺跡の雰囲気を壊さないような位置・大きさ・形態等とする。必要に応じて QR コード等の技術やユニバーサルデザインの導入を検討する。
- ・案内マップ等を作製する等、周辺の文化財等との連携を意識した案内をめざす。
- ・必要に応じてストリートファニチャー（車止め、照明灯等）の設置を検討する。

#### <植生・遮蔽物>

- ・民有地との境界は、史跡整備地からの景観や雰囲気にも配慮しつつ、植栽で遮蔽する等の対応をとる。遮蔽方法は、プライバシーの重要度や日照等を考慮して、プライバシーの高い順から目隠し塀（木製、木目柄アルミ製）、常緑樹のツタ類（アイビー）を使った遮蔽スクリーン、中低木の植栽（アセビ）等を使い分け、見た目にも変化をもたせた遮蔽計画とする。
- ・史跡整備地の園路沿いには、周囲の景観に調和し、かつ『万葉集』で詠まれている植物やサクラを積極的に導入する。
- ・植栽する樹木の根系にも配慮し、植物根によって遺構面が搅乱を受けないよう留意する。根系については、『平城宮整備調査報告』や『最新樹木根系図説』等を参照する。

#### <広場>

- ・史跡整備地内には広場を設ける。この広場には適度な緑陰と広さをもたせ、休憩しながら遺構復元エリアや周辺を眺められるような利用を想定する。
- ・広場を設置する場所は、特に未調査地で今後も遺構が検出される可能性の高い場所とし、遺構の保護を兼ねる（特に、SB7001 の北側及び SB3602 の南側が該当する）。
- ・この広場は、史跡を活用できるようなイベント等を実施する際に利用できることが望ましい。広場周辺にはイベント等での利用ができるよう、必要な施設を適宜設けるよう検討する。

#### <四阿>

- ・遺構が顕著に確認されていない場所や、史跡指定範囲外で来訪者が休憩をとりつつ歴史を感じられるよう、四阿（簡単なガイダンス機能をもった休憩施設）を設ける。場所としては、史跡整備地の入り口附近や史跡整備地の中央部を想定する。その外観は宮窓遺跡の価値や周囲の景観に配慮し、かつ遺跡の本質的価値を損なわないものとする。
- ・四阿でのガイダンス内容は、周辺の景観と『万葉集』の関係、周辺の伝説地情報、時系列に沿って歴史上の人物や遺跡の変遷図をイラストで表したもの等とする。
- ・施設形態や基礎構造等景観や遺構保存に十分留意し、将来の移設設置にも配慮する。
- ・希望者が持ち帰ることができるリーフレット配布用のボックス等を設置する。

#### <便益施設・休養施設>

- ・史跡整備地には来訪者の利便性等を考え、適宜トイレやベンチ等の便益施設・休養施設を設置するものとする。
- ・便益施設の設置には、史跡整備地外への設置も含め、遺構への影響等についても十分に配慮するものとする。

#### <遺構の表現>

- ・第 36 次、第 41 次、第 68 次、第 69 次、第 70 次調査で確認できた地下遺構（石敷き遺構、掘立柱建物、掘立柱塀）を対象に、現地位置での遺構を表現するための整備を検討する。その方法には、実物展示・平面的表示・立体的復元展示等がある。いずれの手法をとるのかは、遺構別に最も効果的な明示方

法を検討し、公園利用時の利便性、維持管理の容易さや別の機能等を勘案して決定する。

- ・石敷き造構は、宮滝遺跡の本質的価値に直結する重要な造構である。特に SB4101 周辺及び SB3602 周辺の、位置情報を確実に記録できた石敷き造構を中心に復元を検討する（図 5 参照）。ただし、位置情報が十分に確認できていないものや時期が遡るとみられるものは、混乱をさけるため、明示の有無等を慎重に検討する。
- ・石敷き造構を復元し、園路の一部とすることを検討する。ただし、障がい者・高齢者や子育て世代の方が利用される可能性を十分に考慮し、石敷きの復元方法を部分的に変えてユニバーサルデザインに配慮する等、十分な検討を行う。
- ・石敷き造構は付近の川原石が素材とされている。復元する時は素材についても十分検討する。

#### ＜その他＞

- ・史跡整備地や周辺の景色を一体に感じることができるような、展望場所等の設置を検討する。

### 第4節 管理体制

基本計画では、整備対象地における整備時の運営体制と整備後の運営体制について整理されている。

#### 1. 整備時

整備工事の実施等にあたっては、担当窓口は文化財担当部署とするものの、工事や上下水道等の担当部署と調整・連携を図る必要がある。また、必要に応じて工事現場の公開等を企画し、整備過程の広報等にも努める。

#### 2. 整備後

将来的な管理運営にあたっては、関連部署や地元自治会等との連携を深めていくことが望まれる。原則として文化財担当部署で整備後の環境を管理運営するが、それ以降も周辺景観の整備や管理（例えば、河川環境や道路等）、さらにはイベント等や活用の促進、第2期整備の企画等を行う場合には、関連部署との調整や連携が必要となる可能性がある。その際、特に窓口や情報発信等に関わる業務については、来訪者の混乱を招かないよう、一元化を図ることが望まれる。また、協働の取り組みを推進するにあたっては、人材の育成や地元との連携強化等を促進していく必要がある。

## 第5節 ガイダンス施設

整備対象地を整備することによる史跡整備地とガイダンス施設、両施設のすみ分けは、以下のように考える。

- ・ガイダンス施設：遺物の保存・展示、詳細な情報提供（本・映像含む）、遺跡の問い合わせ窓口
- ・史跡整備地：大まかな情報の提供、周辺の景観と一緒に遺跡を感じる場の提供、植物等の活用、大人数の対応

史跡宮滝遺跡の整備において、保存整備された構造及びこれらをとりまく歴史的文化的環境や自然環境とともに宮滝遺跡を来訪者に理解してもらい、親しんでもらうための施設である。同時に本整備の拠点として、また、吉野町における文化財行政のひとつの核となる施設として位置付けられる。

### 1. 史跡ガイダンス施設としての役割

遺物の展示や、遺跡の内容を総合的に案内、解説を行う場所として活用する。屋内環境であることを活かし、遺跡現地では紹介が難しい詳細な説明や展示できない資料等を行い、遺跡現地とともに利用しても情報が重複しすぎないような形で来訪者に提供する。

### 2. 文化財整理作業所としての機能

史跡ガイダンスとしての役割に加え、文化財整理作業所の諸機能（発掘出土品をはじめとする考古資料等の整理・収蔵・研究機能）を兼ね備えた施設とし、町職員・整理作業員（臨時職員）等が常駐する体制が望ましい。

### 3. 調査研究機能

史跡宮滝遺跡だけでなく、隣接する宮滝遺跡や地方古代官衙に関する調査研究の実施、情報を収集・情報の活用を目指す。

## 第2章 設計条件

### 第1節 史跡指定状況

第1章では、基本計画の骨子について整理してきた。本章では、基本計画策定後に変化のあった条件や、現地確認の結果、さらに検討すべきと判断した課題について整理し、改めて基本設計を策定するにあたっての条件を確認する。

表3 史跡概要

名称	宮滝遺跡	指定年月日	昭和32(1957)年7月1日指定
種別	史跡	管理団体	吉野町(昭和33(1958)年4月7日)
所在地	吉野郡吉野町宮滝 113・2, 121~124・1, 125・3・4, 126・2・3, 127~132, 143~150・1, 151・1, 152~155, 163~168・1・3, 171・1, 172・1・4, 173・2, 174~176, 179・1, 180・2, 182・2, 183・1・3, 184、187・1・2, 字セセナゲノ元 225, 226・1, 235・1, 236・1, 237~239		
指定面積	22,625 m <sup>2</sup> (内、公有化面積は12,060.17 m <sup>2</sup> 、公有化率59%) ※令和2年度末時点		
指定理由	吉野川の北岸の河岸段丘上の遺跡で、広瀬な地域にまたがって各時代の遺物が含まれている。特に縄文式文化関係のものは、土器、石斧、石鏃、石小刀、石棒等よりも、土器は沈線を施し、部分的に巻貝による圧痕を有する式が多い。弥生式文化関係のものは土器、石斧、石庖丁等を有し、土器は櫛目文が多く大型で合蓋式のものも存して特色をそなえる。なお、地表下30~40cm内外の地域に歴史時代の敷石が存し、須恵器、土師器及び古瓦等が出土する。各時代の遺物を包含する山地の遺跡として学術上の価値が高い。		
種類区分	集落・町屋、都城・宮殿・官衙	時代	縄文・早・古墳、飛鳥～奈良
遺跡概要	土坑、柱穴、構、土器棺墓、土壙墓、木棺墓、方形周溝墓、竪穴住居		
主な遺物	縄文、弥生、土師器、須恵器、瓦器、土錐、石鏃、紡錘車、石錐、打製石鋸、石劍		
保存の要件	・地形施設を変更しないこと。 ・発掘調査や新たな施設をしないこと。		

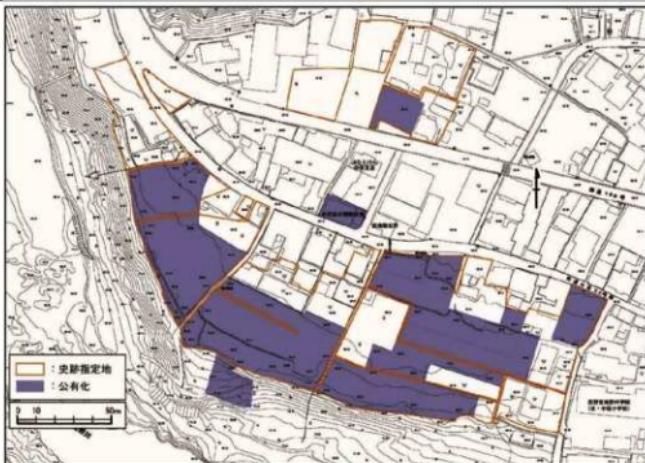


図3 史跡指定区域図

(出典：吉野町「吉野万葉整備活用計画基本構想」より追記)

## 第2節 遺構の概要

### 1. 史跡宮滝遺跡及び宮滝遺跡の概要

史跡宮滝遺跡は、宮滝遺跡の一部が昭和32年に国の指定を受けて史跡になったものである。そのため、史跡宮滝遺跡と宮滝遺跡は隣接する一連の遺跡といえよう。ここではまず、史跡宮滝遺跡を含む宮滝遺跡の全体像について整理する。

宮滝は、郷土史家の活躍によって明治20年頃から遺跡としての認識がなされるようになり、昭和2年にはじまる吉野宮をめぐる所在地論争をきっかけに、郷土史家、そして奈良県による発掘調査が行われた。これまでに70次にわたる調査が行われ、縄文時代から近世までの複合遺跡であることが明らかになってきている。各時代の遺構の概要を以下にまとめる。

なお、史跡宮滝遺跡で顕著に確認されているのは縄文・弥生時代の遺物（土器等）と、古代2期の遺構・遺物である。縄文・弥生時代の遺物は吉野歴史資料館で展示等されていることから、本整備では、古代2期に重点を置いた整備を前提とする。

表4 各時代の遺構の概要

時代	内容
縄文	早期（押型文）・中期～晚期の遺物が出土。亀ヶ岡式土器の出土事例や宮滝式の標式遺跡であること等、吉野だけでなく、近畿地方の縄文時代を考えるうえでも重要な成果が確認されている。
弥生	前期～中期の遺物が出土。遺構としては竪穴式住居や方形周溝墓、土器棺墓等がある。石包丁は1点のみ報告事例があるが、稻作の痕跡は確認されていない。
古墳	奈良県立橿原考古学研究所の調査で5～6世紀の須恵器が報告されている。遺構は確認されていない。かつて小金塚とよばれる塚があったといい、古墳であった可能性が指摘されている。
古代1期 (飛鳥～)	齊明期以降の池状遺構や大型掘立柱建物、土壙墓が確認されている。建物の軸線は正方位とほぼ一致する。これらの遺構は齊明期以降の吉野宮に比定されている。
古代2期 (～奈良)	遺構の切り合いから造営時期が飛鳥時代に遡る可能性も考えられるが、最終時期は奈良時代前半である。石敷き遺構や石組溝、大型掘立柱建物等が確認されている。建物の軸線が古代1期と異なり、聖武期までの吉野宮に比定できる。
平安	黒色土器を地鎮具に用いた礎石が確認されている。土器の年代から、宇多上皇が宮滝行幸された頃の建物ではないか、と考えられている。
中世	土壙墓、井戸、鍛冶関連遺構、火葬墓、畑作痕等が検出されている。第69次調査では古代2期の遺構を覆う遺物包含層中に瓦器楕が含まれていた。積極的な土地利用がなされた時期とみられる。
近世	窯または瓦溜まりとみられる遺構や、墨書き土器を合わせ口にして埋納した祭祀遺構等が確認されている。

（出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」）

## 2. 史跡宮滝遺跡における古代2期（吉野宮）の遺構

史跡宮滝遺跡の中で最も規模が大きく、また顕著に確認されているのが古代2期の遺構である。明治20年頃に郷土史家の調査によってその存在が確認され、昭和5年に始まる第1次発掘調査で遺構の広がりや年代が確認された。その位置は宮滝地内の南西部にある吉野川沿いの下位段丘上にあたる。石敷き遺構は桑の抜根等に伴って一部現存していないが、方形に区画されていたこと等がうかがえる。

本事業実施以前、これらの遺構は、軒丸瓦・軒平瓦（それぞれ2型式確認されている）と8世紀第2四半期を中心とする奈良時代前期の土器が出土していることにより、奈良時代前半期の遺構と判断されていた。史跡指定地で行われた第70次調査等でも抜き取り穴等から軒瓦等が出土しており、この年代観に大きな変更はない。この時期は、『続日本紀』にみる元正天皇や聖武天皇の行幸があった吉野宮が機能していた時期に符合する。

ただし、第69次・70次調査において、SB4101やSB7001等の遺構によって切られる、より古い時期の遺構が検出され、SB4101を中心とする建物群にも数期の変遷があったことが確認できた（以降、SB4101を中心とする建物群が機能した期間を古代2期とする）。このため、古代2期の開始時期は奈良時代前半以前に遡る可能性が考えられるようになった。ただし、史跡指定地の調査であるため遺構の掘削を最小限にとどめたことにより、先行する遺構等から顕著な遺物は確認できておらず、当初の造営時期（古代2期の開始時期）は明らかでない。しかし、本事業は古代2期の最終段階である奈良時代前半期の遺構を整備対象とするため、大きな問題はないと考える。以下では、古代2期の最終段階である奈良時代前半期の遺構を対象に記述する。

史跡宮滝遺跡（史跡整備地内）で確認されていた、石敷き遺構によって方形に区画される場所等では、第36次、41次、69次、70次調査にて、掘立柱建物SB3602、SB4101、SB7001、SB7002と掘立柱塀が検出されている。

これらの遺構の配置に注目すると、SB4101の南北中軸線を基準に東西対称になるように配置されていることが確認できる。離宮に比定される遺跡で東西対称の建物配置が確認できた事例は、史跡宮滝遺跡が初見である。従来の宮殿や官衙で確認されている建物配置にあてはめれば、SB4101が正殿、SB7001が後殿、SB3602とSB7002が脇殿にそれぞれ想定することができるだろう。ただし、平城宮や後期難波宮、宮町遺跡（紫香楽宮）等の遺構配置図と比較すると、宮滝遺跡では脇殿とみられる掘立柱建物（SB3602とSB7002）が東西棟となっている点は特徴的である。長岡宮で本例と近しい建物配置が確認されているが、今後、離宮の建物配置を考えるうえで注意が必要である。

史跡宮滝遺跡に隣接する宮滝遺跡に目を向けると、同時期の掘立柱建物であるSB2502（SB3402と同）、SB3806がいずれも東西2間の南北棟として確認されており、ほかにSB1901、SB3205といった掘立柱建物もその一部を検出している。また、柱列はSA1701、SA3802、SA2603、SA2604、SA2703、SA2704等が確認されている。この内、SA1701とSA3802は南北に30m離れるが一連の遺構とみられる。また、SA2703とSA2704は並行し、切り合い関係が認められる（図4参照）。

以上のように、史跡指定地を含む宮滝遺跡全体でみたとき、古代2期の建物群の中心部の様相は明らかになってきたといえるが、その全体像の把握は今後の調査に期待する部分がまだまだ大きい。

しかし、最近の調査成果によって、第1次調査の図面の精度が高いことが確認でき、未調査地の建物配置等を検討するうえで参考になることが明らかになった。また、既往の調査により、古代2期の建物

群の広がりがおそらく一辺が 120~150m の方形区画のなかに收まりそうであることが指摘されている。こうした情報を踏まえ、宮滝遺跡の評価等を進めていく必要がある。

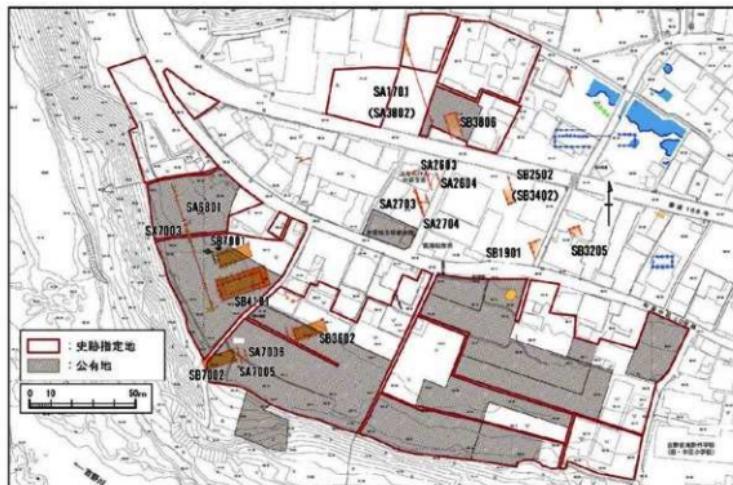


図 4 史跡指定地を含む宮滝遺跡全体の古代 1 期・古代 2 期の遺構の広がり

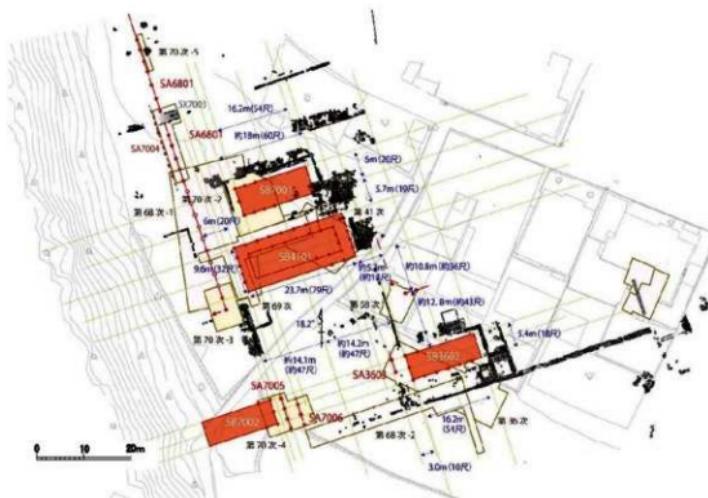


図 5 史跡宮滝遺跡古代 2 期中心部の主な遺構配置図と各距離

(出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」より)

### 3. 史跡宮滝遺跡における古代2期（吉野宮）の代表的な遺構

#### (1) 建物遺構

##### ①掘立柱建物

###### ・SB4101（図5及び図6参照）

第41次及び第69次調査で確認された掘立柱建物である。桁行9間・梁行5間（東西 23.7m、南北 9.6m）という非常に大型の建物で、宮滝遺跡で確認されている中で最大級のものである。

建物の身舎（もや）部分の柱穴と、その周囲に庇を巡らせるための柱穴が確認でき、四面庇建物であったと判断できる。柱間は身舎の桁行が9尺（2.7m）、梁行が6尺（1.8m）。庇の出は、桁行8尺（2.4m）、梁行が7尺（2.1m）を図る。国土座標に対する振れは、北に対して西に18.2°傾いている。

検出した柱穴はいずれも隅丸方形を呈し、1辺1.2～2.0mを図る。なお、用いられた柱材の直径は、抜き取り穴から判断して30cm程度だったとみられる。建物に使われていた柱は残っておらず、建物が使われなくなった後に、柱を抜き取って持ち去られたと考えられる。

先行する柱穴が検出できているものもあり、これらの柱穴の中には複数時期（最大7時期）の変遷があったことも想定できる。

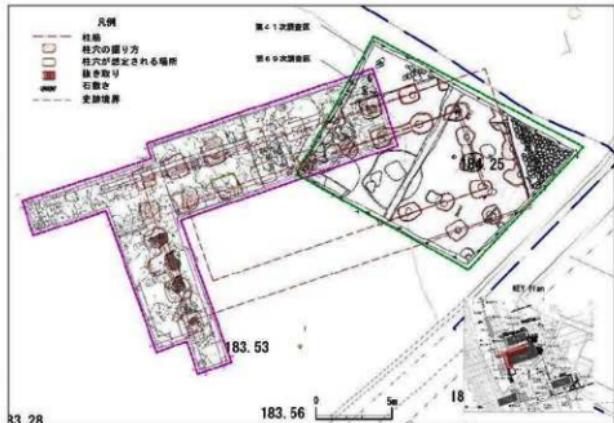


図6 掘立柱建物（SB4101）の平面図

###### ・SB7001（図5参照）

SB4101の北に5.7mの間隔をあけて確認された掘立柱建物である。第70次調査では柱穴9基を検出した。梁行2間（6.0m）、桁行4間（8.0m）以上の掘立柱建物である。国土座標に対する振れは、北に対して西に18.2°傾き、SB4101と平行する。検出した柱穴は一辺1.2～1.8mを図り、いずれの柱穴にも抜き取り穴が確認できた。抜き取り穴からは奈良時代前半の軒瓦が出土している。なお、SB7001は第1次調査で確認されている石組溝の方形区画内に収まるとみられ、規模が想定できる。

###### ・SB3602（図5参照）

北側に幅3.6mの石敷き造構と、さらにその内側に同様の石組溝があり、その北側に沿って柱穴が検出された。第1次調査の検出構造と重ねると、2×6間の東西棟と判断できる。柱間は、梁間2間（5.4m）、桁行は両端2.6m・他2.5mの15.2mを図る。柱穴は、多くは不整形の円形又は隅丸方形で、径もしくは一辺が1.2mを超える大型である。柱痕は遺存していないが、痕跡はいずれも径40cm前後を図る。柱穴

の遺存状況も良く、遺構検出レベルからさらに柱底部まで 1m 以上ある事が確認された。柱穴内には、この建物の築造時に一帯に遺存していたと思われる縄文・弥生時代の遺物が包含されていたが、建物時期を決定づける資料は確認できなかった。ただし、第 1 次調査で検出した石敷き遺構と一体のものであることは明らかである。

・SB7002（図 5 参照）

SB4101 の南西で確認された掘立柱建物である。第 70 次調査では柱穴 5 基を検出した。梁行 2 間（5.4m）、桁行 2 間（2.6m）以上の SB7001 と平行する掘立柱建物である。検出した柱穴は一辺 1.0～1.3m を図り、遺構の大半が調査区外にあるものをのぞけば、いずれの柱穴にも抜き取り穴を確認している。遺構の上層が後世に削平されており、また、遺物も出土していないため、今回の調査成果のみで SB7002 の年代の特定は困難だが、周辺の調査成果から奈良時代前半と判断した。SB4101 の中軸線に対して、SB3602 と東西対称となる建物である。

② 掘立柱塀

・SA6801（図 5 参照）

第 69 次調査で、SB4101 の西 6 m（20 尺）の位置で検出した掘立柱塀である。今回の調査の結果、SA6801 は 50m 以上南北に伸び、南端は SB4101 の南西角付近で屈折することを確認した。ただし、調査区内で柱穴が切りあって検出されているため、東西のいずれへ屈曲するかは検討を要する。また、第 1 調査区では SA6801 に先行する遺構（SX7003 と SA7004）が確認されたため、最低でも SA6801 には 3 時期の変遷があることを確認した。なお、今回検出したすべての柱穴には抜き取り穴を確認している。

・SA7005／SA7006（図 5 参照）

SB7002 の東側で検出した。いずれも南北に伸び、SB7002 と平行する。今回の調査では SA7005 は 3 間分（5 m 以上）、SA7006 は 2 間分（2 m 以上）を検出したが、調査区外へさらに続くと思われる。検出した柱穴はいずれも一辺 0.8～1.0m を図る。なお、SA7005 は SB4101 の中軸線に対して、SA3603 とほぼ東西対称の位置で確認している。

（2） 石敷き遺構・石組溝（図 7 参照）

史跡宮瀧遺跡では、第 1 次調査で石敷き遺構及び石組溝が検出され、その記録が残されている。しかし、第 1 次調査の報告書である『宮瀧の遺跡』では、各遺構に名称がつけられなかった。そのため、第 2 次調査以降の調査で再検出された際に、必要に応じて遺構名称がつけられてきた。

基本設計策定にあたり、整備対象とする石敷き遺構及び石組溝の名称は、『宮瀧遺跡（遺構編）』に準じる。再検出されていても名称がつけられていない遺構については『宮瀧遺跡（遺構編）』掲載の遺構番号の欠番を充て、便宜上の名称とする。なお、この名称は再検出された範囲のものだけを指すのではなく、第 1 次調査の調査記録で一連のものと判断できる範囲のもの全てを指す名称として、ここでは用いる。

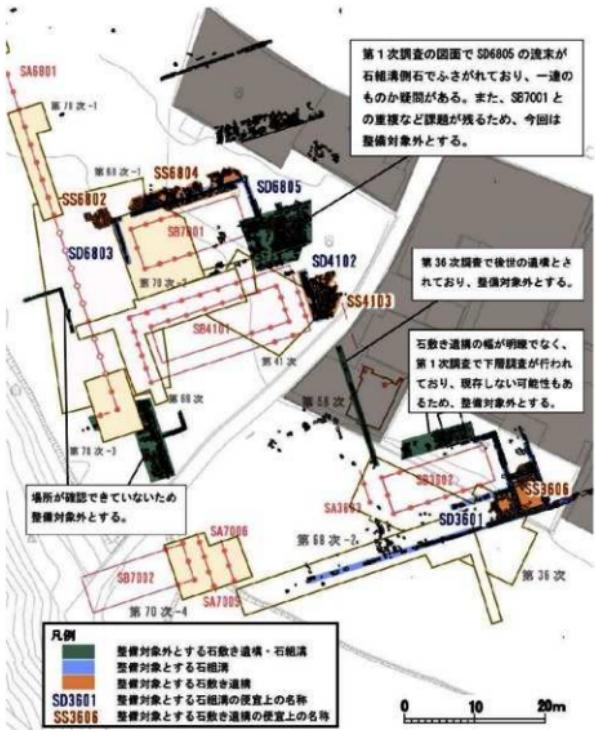


図 7 石敷き遺構及び石組溝

### ① 石敷き遺構

- SS6802 : 第 68 次調査で確認した石敷き遺構である。人頭大の石が用いられており、およそ  $2.8m \times 3.8m$  の範囲で現存していた。この石敷きの一部が石組溝 SD6803 の側石を兼ねているため、SD6803 が延びる南側や東側に続いていると考えられる。おそらくは、東側で確認されている SS6804 と一連のものと評価するべきであろう。
- SS6804 : 第 1 次調査で確認されており、第 68 次調査で再検出した石敷き遺構である。人頭大の石が敷き詰められており、第 68 次調査ではおよそ  $1.9m \times 2.7m$  の範囲で検出している。第 1 次調査の図面とあわせると、SB7001 の北側に平行して、約  $1.9m$  の幅で敷設されていたものと考えられる。後述する石組溝 SD6805 を伴う。
- SS4103 : 第 1 次調査で確認されており、第 41 次調査で再検出した石敷き遺構である。検出した場

所は SB4101 の東側で、20~30 cm 大の川原石がほぼ隙間なく敷かれた状態が確認されている。SB4101 と隣接する部分では、SB4101 の東辺と平行するようにほぼ直線に石が並ぶ。

ただし、第 41 次調査区内の南端では、一石分だけ SB4101 側に出っ張るように、三石の立石が並んでいる様子が確認されている。この三石の北側に石材の抜き取り穴は確認できず、さらに北へ続いているかどうかは不明である。建物の東側柱列と石敷き造構の間にはほとんど空間がなく、柱の間際まで敷石が施されていたものと考えられる。後述する石組溝 SD4102 を伴う。

造構の年代を決定づける遺物に欠くが、柱穴の上面より奈良時代と思われる平瓦片が出土したため、下限を奈良時代に置くことができる。

- ・SS3606： 第 1 次調査で確認され、第 36 次調査で再検出した石敷き造構である。SB3602 と後述する SD3601 との間で検出されている。人頭大の石が用いられており、第 1 次調査の成果を参照すれば、SB3602 の南東隅部周辺で顕著に確認されている。

## ② 石組溝

- ・SD6803： 第 68 次調査で検出した。南北に延びる溝だが、SS6802 の南東隅で 90° 折れ、東西溝となる。東西溝となった延長線上には、後述する SD6805 があり、本来は一連のものであったと考えられる。検出した長さは南北溝部分が 6.7m、東西溝部分が 1.1m である。こぶし大よりもやや大きめの石を組み合わせてつくられている。
- ・SD6805： 第 1 次調査で確認され、第 68 次調査で再検出した石組溝である。SS6804 を伴う東西溝で、第 68 次調査では 2.6m 分を検出している。第 1 次調査の成果をあわせれば、SB7001 の北辺に沿って敷設されていたものと考えられる。こぶし大よりもやや大きめの石を組み合わせてつくられている。
- ・SD4102： 第 1 次調査で確認されており、第 41 次調査で再検出した南北方向に延びる石組溝である。第 41 次調査では、SS4103 の西側辺部から東へ 90 cm のところで確認され、長さ 4 m 分が検出されている。石敷き造構と比較すると小ぶりな石が幅 30~40 cm で並べられており、周囲より 5 cm 程度の段差が付く。通常の溝のように側石と底石から成り立っていないため、幅と深さに多少の凹凸がある。なお、溝底は北端が南端よりも 5 cm 低くなる。
- ・SD3601： 第 1 次調査で確認され、第 36 次調査及び第 68 次調査で再検出した造構である。断続的にではあるが SB4101 の中軸線上付近から東側にかけて遺存し、石敷き造構 SS3606 を伴う。第 1 次調査の成果を参照すれば、SB3603 南東隅以西の範囲では、SS3606 を挟むようにして東西に延びていたようである。また、SB3602 南東隅部で、SB3602 西辺を囲うように北へ屈折する溝と、そのまま東に延びる溝に分岐する。

特筆すべき点として、SD3601 は SD4102 や SD6805 等と様子が異なり、底石に人頭大の自然石（河原石）が用いられていることが挙げられる。

### 第3節 自然条件

自然条件について、基本計画の内容及び現地調査より整理した。

基本計画の内容に関しては、□で記載している。

#### 1. 地質と地形

- ・吉野町は、奈良県のほぼ中央に位置し、町の北には龍門山地、町の南には吉野山地・紀伊山地がそびえ、その間を南西に吉野川が流れる。
- ・宮滝付近は中央構造線の南約5kmの地点に位置し、四万十帯横尾コンプレックスにあたり、砂岩や緑色岩等が分布する。ただし、宮滝の上流に秩父帯が分布するため、河原石等としては玄武岩、凝灰質泥岩、チャート等の分布が考えられる。
- ・宮滝の土地形成について、吉野川上流域の河岸段丘上に位置し、河岸段丘が少なくとも二段確認でき、吉野川の流路の変遷がうかがえる。また宮滝周辺の河原では吉野川の激しい流れがつくったポットホール（巣穴）がみられる。なお、宮滝の集落の北側には、扇状地もみられ、山からの土砂の堆積も宮滝の土地形成の一因と考えられよう。
- ・史跡整備地の北東部には、河岸段丘による段差がみられる。
- ・史跡整備地南東部あたりは、砂質地盤となっている。

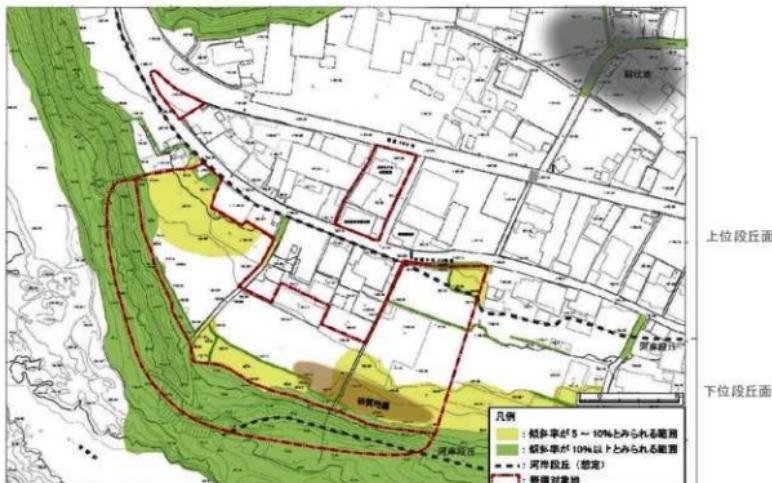


図 8 地形図

(出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」より追記)



＜河岸段丘による高低差＞



＜消防道横の土地＞



＜史跡整備地東側の高低差＞

## 2. 宮滝遺跡周辺の景観

- ・宮滝対岸の南側には、象山、三船山がそびえる。宮滝からみると、特に象山等は一見三角形を呈する独立峰のようにみえるが、吉野山の最奥にあたる青根ヶ峯から複雑に延びる尾根の一つである。いずれの山も、『万葉集』に登場することでも知られている。象山・三船山が延びる青根ヶ峯は分水嶺の山であり、この山も宮滝から望むことができる。
- ・吉野川流域で青根ヶ峯を望むことができる場所は宮滝に限られることから、青根ヶ峯は宮滝の景観を探る上で重要な山となっている。
- ・象山と三船山の間には喜佐谷という谷がはしり、象の小川が流れ、吉野川に合流している。同地点は吉野川が淵状になっている場所で、『万葉集』にみる“夢のわだ”の比定地として知られている。
- ・宮滝周辺では渓谷状の景観をみることができ、これを囲む山々等には、『万葉集』につながるとみられる地名が多く残されている。



図 9 宮滝周辺の景観（北から望む）

（出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」）



図 10 宮滝周辺の景観（南から望む）

（出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」）



＜吉野歴史資料館からの眺望＞



＜史跡整備地東側入り口からの眺望＞

### 3. 気候・植生・動物

- 奈良盆地部と比べると吉野町域はやや平均気温が低く、降水量はやや多いという傾向がある。
- 吉野町内は地点によって地形や気候の差が認められることから、本来ならば多種多様な植物が生育する想像され、ツルマンリョウやカツラギグミ等の希少な植物や、ムクロジ、ルリミノキ、テンダイウヤク等も確認されている。ただし、現状は町内の多くの山々で植林されているため、本来の植生が明確に確認できない。
- 周辺の社寺等に自然林が残されている場所があるため、宮滝遺跡周辺の本来の植生を検討する際の参考資料としてこの場所の植生を下記に示す。

表 5 植生

桜木神社境内	スギ・サカキ・イロハカエデ・ヤマモミジ・ウラジロガシ・シラカシ・ツクバネガシ・イチイガシ・ヤブツバキ・タブノキ・ヤマザ克拉・ネズミモチ・クロバイ・ヒノキ・モミ等の老木、イズセンリョウ・ホソバジュズネノキ・イワヘゴ・リョウメンシンダ・ハカタシダ・クリハラン・サジラン・ノコギリシダ・イヨクジヤク・ヒメカナワラビ・イシカグマ・イノデ・コモチグ・オホケシノフ
宮滝付近の吉野川流域	スズナ・アワブキ・ホウノキ・クロバイ・コウゾ・ハリギリ・ケンボナシ
櫻尾十二社神社境内	タブノキ・カゴノキ・ユズリハ・サカキ・カナメモチ・シキミ・ウラジロガシ・ツブライ・ネズミモチ・ヤブツバキ等の巨樹、スギ・ヒノキ・コウヤマキ・モミ・ムクノキ・イクノキ・ムクロジ・ケンボナシ・ネヂキ・イロハカエデ・アオキ・ハナイカダ・アカソ・コアカソ・ナンテン・イズセンリョウ・シュロ・ジュズネノキ・サカキカズラ・タケシマラン・ヒアフギ・ハラシ・チヤ・シュウメイギク・ハナミヨウガ・ヤブミヨウガ・シンミズヒキ・シヤガ・フユイチゴ・サルナシ・ササクサ・ミヤマニカナ・フユズタ・チヂミザ・ヤブソテツ・オホキジノオ・ウラジロ・イワヒメワラビ

表 6 魚類

純淡水魚	ウグイ・オイカワ・アマゴ・ムギツク・カワムツ・カマツカ・カワヨシノボリ・タカハヤ・ア布拉ハヤ・コイ・ゲンゴロウブナ・スナヤツメ・カワヒガイ・シマドジョウ・スジシマドジョウ・ギギ・アカザ等
回遊魚	ウナギ・アユ・トウヨシノボリ・ウキゴリ・アユカケ等

表 7 昆虫類

水生昆虫	トビケラ・カゲロウ・ミヤマカワトンボ・オナガサナエ・カワトンボ・ムカシトンボ・カワグラ・ベヒトンボ・アミカ等
その他の昆虫	ゴマダラチョウ・オオムラサキ・キタテハ・キマダラヒカゲ・カブトムシ・コガネムシ・クワガタムシ・スズメバチ・カメノコテントウ・カミキリムシ・カワラバッタ・ゲンジボタル・ヤマタマムシ・オオセンチコガネ等

表 8 鳥類

留鳥	カケス・イカル・ホオジロ・メジロ・シジュウガラ・ヤマガラ・エナガ・ヒヨドリ・コゲラ・ククロウ・ヒガラ・アカゲラ・アオゲラ・セグロセキレイ・キセキレイ・カワガラス・ヤマセミ・カワセミ・トビ・シロチドリ・イカルチドリ・カツブリ・カルガモ・コアジサシ・コカワラヒラ・ウグイス・コゲラ・キジバト・コジュウケイ・ハシブトガラス・ハシボソカラス・ムクドリ・スズメ・モズ・セッカ・トラツグミ・ホトトギス・ツツドリ・アオバヅク・ノスリ・タマシギ・シロチドリ・ヤマドリ等
渡り鳥	サンショウウクイ・コサメビタキ・オオルリ・ヤブサメ・コシアカツバメ・イワツバメ・ヨタカ・アオバヅク・サシバ・シメ・マヒワ・ウソ・ホオアカ・ビンズイ・トラツグミ・シロハラ・ルリビタキ・ジョウビタキ・ミソサザイ・コチドリ・コアジサシ・ヒクイナ・ハクセキレイ・タヒバリ・ツグミ・カシラダカ・ペニマシコ・ミヤマホオジロ・アオジ等

表 9 動物

大型哺乳類	イノシシ・ノウサギ・キツネ・タヌキ・シカ・サル・アライグマ・ハクビシン等
-------	--------------------------------------

#### 4. 水系

- ・現在、史跡整備地を通過する里道沿い2箇所（①、②）と、史跡整備地中央の民有地との境界に1箇所、史跡整備地北端の1箇所（③）に側溝が設置されている。
- ・史跡整備の際は、来訪者の安全のため、段差解消を目的として暗渠化する等の整備が必要となる。
- ・側溝の流末について、④は簡易的な樋が設置され、吉野川まで接続されているが、⑤は直接斜面地に排水されており、一部地盤の崩れがみられる。

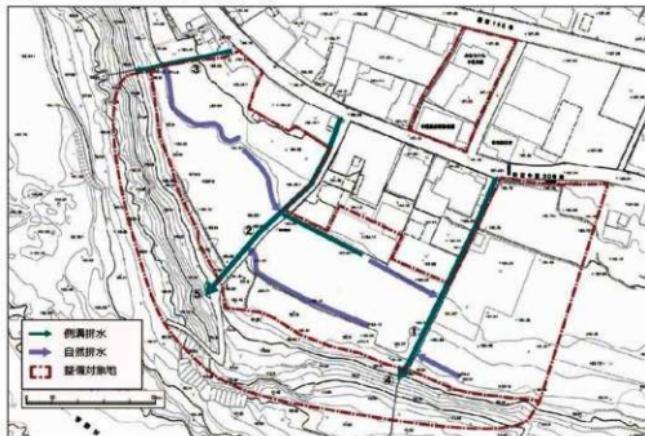


図 11 排水について



<①東側里道の側溝>



<②西側里道の側溝>



<③北端の側溝>



<④西側里道の側溝の流末>



<⑤東側里道の側溝の流末>

#### 第4節 社会条件

社会条件について、基本計画の内容及び現地調査より整理した。

基本計画の内容に関しては、□で記載している。

##### 1. 土地利用

- 史跡宮滝遺跡は、下図のように史跡指定区域が広がっており、公有地率が全体の50%を超える。民有地については、宅地や畠等の民有地が入り組んだ土地利用となっている。
- 公有地は、空き地（草原）状態が続いており、史跡の本質的価値を顕在化するような表示がなされていない。
- 史跡整備地における現況の土地利用は、大半の地目として「畠」であるほか、「雑種地」「山林・原野」となっている。
- 史跡宮滝遺跡及び宮滝遺跡が比定地とされている吉野宮は、『万葉集』等で特に川の景色が多く詠まれた場所であった。史跡整備地と吉野川を隔てる山林が拡がるため、川の景色を史跡整備地からみることができない。
- 史跡整備地は、「宅地」や「畠」等の民有地に隣接している。

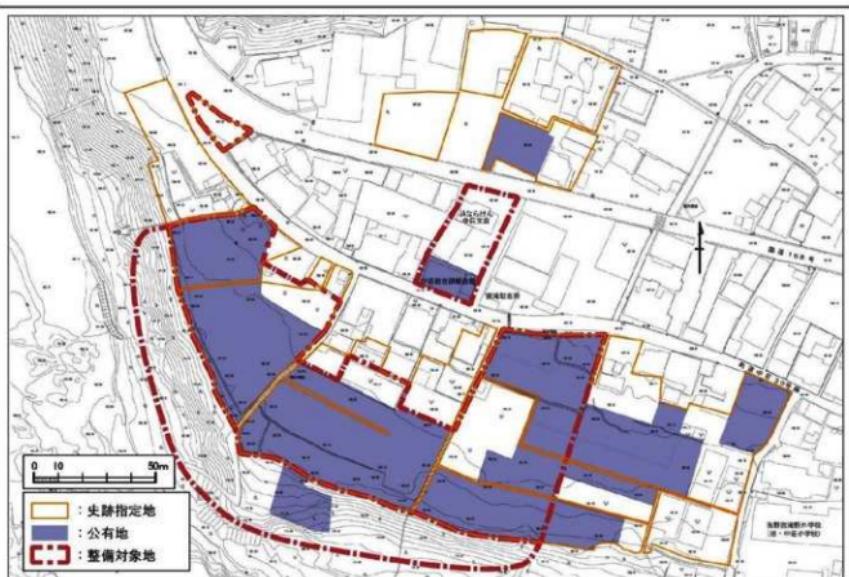


図 12 史跡指定地と公有地

(出典：「吉野万葉整備活用基本計画」より追記)



図 13 整備対象地周辺の土地地目

(出典：吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」より追記)



<整備対象地の現況>



<整備対象地から吉野川を望む眺望>

(植林により眺望が阻害)

## 2. 構造物

- ・吉野川へ続く消防道が南西部に位置するほか、史跡整備地を東西に分割する里道が2箇所あり、里道には側溝が設置されている。
- ・電柱が史跡整備地内の東側里道と東西の町道接続部に設置されている。また史跡整備地西側の町道接続部に電柱の支線が設置されている。
- ・案内板が町道と接続する場所に2箇所、史跡整備地内西側里道沿いに1か所、石碑が西側町道接続部にある。
- ・西側の史跡整備地入り口に接する箇所に消火栓が設置されている。
- ・西側里道には車両止めが置かれている。



図 14 整備対象地内にある構造物の位置



<①東側里道・電柱・側溝>



<②西側町道に接する電柱>



<③案内看板>



<④西側里道と側溝>



<⑤案内看板>



<⑥案内看板と石碑>



<⑦消防栓>



<⑧西側里道の車両止め>



<⑨擁壁>

## 第5節 整備対象地における区域分けの再整理と各区域の役割分担

### 1. 区域分けの再整理

基本構想時点から示されていた宮滝遺跡の区分図（図1）と整備活用方針（表1）、基本計画で策定した整備の方向性（図2）、そして基本計画策定後に新たに変化した条件を踏まえ、今回の基本設計書策定にあたり、以下のとおり整備活用方針を改めて整理する（図15・表10）。

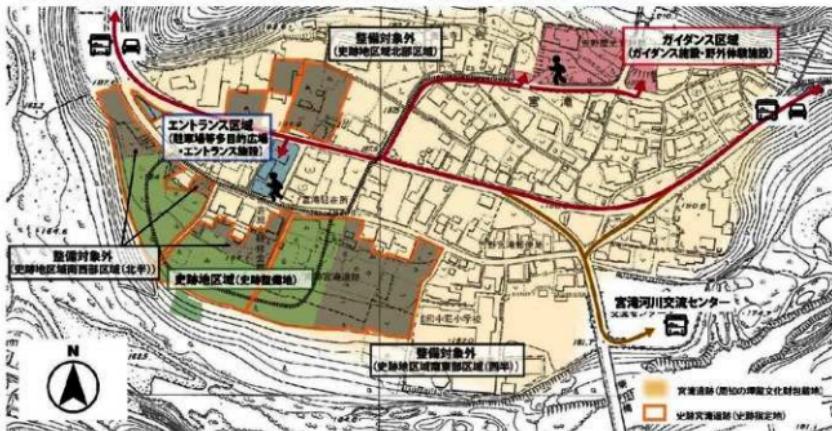


図15 宮滝遺跡区分図（再整理版）

表10 整備活用方針

区域	区分		現状	整備活用方針
	基本計画の区分	基本計画での扱い		
整備対象外	北部区域 南西部区域（北半） 南東部区域（西半）	整備対象地外	民有地は草地、工場、畑地。公有地は草地である。	民有地が多くまとまった整備が困難なため、今回の整備対象としない。今後、適宜遺跡の公有化や範囲確認を行う。
整備対象地	南西部区域（南半）	史跡整備地	公有地は草地。民有地は主に畑地。 ※一部含まれる民有地は、極力、公有化を図る。	今回の基本設計書で遺構表示等の検討を行う。 (詳細は第3章)
	南東部区域（東半）			今回の基本設計書で植栽や四阿設置等の検討を行う。 (詳細は第3章)
ガイダンス ・学習区域	ガイダンス施設	野外体験施設	吉野歴史資料館敷地。現状、施設（資料館）と広場が設置済み。	吉野歴史資料館を一部改修し、ガイダンス機能の強化を計画する。(詳細は第4章)
	野外体験学習区域			野外体験ができる施設の設置を吉野歴史資料館前に計画する。(詳細は第4章)
エントランス	駐車場等多目的広場	駐車場等多目的広場	公有地は公共施設。民有地は草地と店舗跡である。	史跡地への誘導板や駐車場を目途とした広場の設置を計画する(詳細は第4章)
		エントランス施設		史跡地の管理・活用、便益機能等を目途とした施設設置を計画する(詳細は第4章)

※史跡地南西部区域（西半）は公有地と民有地が入り組み、まとまった整備が困難なため、第2期以降の整備を検討する。

## 2. 既存施設（吉野歴史資料館）とその周辺の現状

### 【吉野歴史資料館の建物や利用状況について】

- ・吉野歴史資料館の利用者は年間約1,600名（H25～H30の平均）である。20名未満の個人利用と、20名以上の団体利用の利用者比はおよそ5：3で、比較的団体での利用が多い。年齢層は50代～70代が多く（全体の70%）、性別比は若干男性が多い程度でほぼ同比率である（R1年度調べ）。
- ・利用者居住地の傾向は、R1年度で県内62%、近畿18%、近畿圏外19%（対象81名）。R2年度は、県内44%、近畿47.5%、近畿圏外8.5%（対象381名）。R3年度（11月末時点）は県内44%、近畿圏40%、近畿圏外16%であった（対象308名）。県外からの来訪者が増加傾向にあり、一方でコミュニケーションバスがデマンド方式に移行しつつあるため、今後は自家用車での来訪が増えると見込まれる。
- ・1階の野外体験スペースは荷解き場としてつくられた半屋外空間であり、開口部は全開にすることができる。現在特に使用用途は定められていないが、屋外イベント時の活用などが考えられる。
- ・収蔵スペースについて、資料や土器を置いているが、現在棚の空きはない状態である。
- ・1階の事務所と多目的室の間の間仕切りは可動式であるため、開放して一体的な多目的スペースとして使用可能である。
- ・吉野歴史資料館は史跡整備地よりも高い位置にあるため、三船山や象山などを含んだ山々を眺望できる。この眺望を活かして、2階展示スペースの窓には、『万葉集』に載る和歌とゆかりのある山々が描かれており、実際の景色と重ねて来訪者へ案内されている。

### 【吉野歴史資料館の敷地や駐車場・進入路について】

- ・吉野歴史資料館への进入路が1車線分の幅しかなく、中型車までの車しか駐車場を利用できない。
- ・吉野歴史資料館の駐車場周辺には平地が少なく、スペースも限られているため、マイクロバスが進路転換等をする際に負担をかけている。
- ・吉野歴史資料館の駐車場は自家用車10台ほどであり、これ以上の拡張は、雨水の流末処理などに課題があるため困難である。このため、吉野歴史資料館敷地周辺に駐車場を追加することは難しい。
- ・大型バスで吉野歴史資料館を利用する団体には、民間の店舗に駐車場の借用相談を求めている。

### 【その他】

- ・吉野歴史資料館は、基本構想で史跡宮滝遺跡のガイダンス機能を強化することを目的に、現施設の増改築整備、駐車場の整備、野外体験学習エリア（多目的広場）の整備が検討されていた。

表 11 吉野歴史資料館の概要

	現在	以前（新型コロナウイルス感染拡大前）
開館時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・開館曜日：土・日・祝日のみ（平日の利用は原則中止）</li><li>・開館時間：10時～16時</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開館曜日：土・日・祝日、平日は事前予約制</li><li>・開館時間：9時～17時</li></ul>
運営体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・役場職員と嘱託の職員やアルバイトが1人あるいは2人で運営。</li><li>・草刈りなどはシルバーパートナーチーム育成センターに年3、4回委託。日常的な館内清掃は職員が実施。</li></ul>	—
来館者数	—	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間1,500～2,000人（講演会の参加者を含めると3,000人程度）</li></ul>
駐車場台数	10台程度	—
展示内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・縄文時代の人びととくらし／弥生時代の人びととくらし／吉野宮の成り立ちと移り変わり／吉野離宮の成り立ち</li></ul>	—



### 〈吉野歴史資料館外観〉



### 〈土器の展示〉



### ＜ガラス板の展示＞

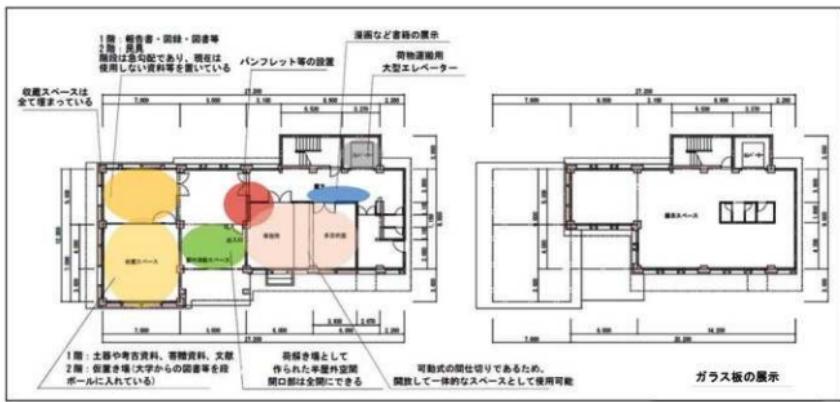


圖 16 吉野歷史資料館平面圖

### 3. 既存施設（吉野歴史資料館）の問題点と今後史跡整備にともなって求められる機能

現状と問題点を以下に整理し、史跡整備とともにガイダンス施設・エントランス施設を設置、改修する際に、新たに必要となる機能をまとめる。

表 12 既存施設（吉野歴史資料館）の問題点と今後史跡整備にともなって求められる機能

現状・問題点	問題解決のため、求められる機能や対応策
① 史跡整備地の歴史を体感してもらえるような体験プログラムを行える場所が十分でない。	・野外体験を行える場所の整備やプログラムの検討が必要。
② 史跡整備地の調査で確認した最新の成果が、吉野歴史資料館の展示に十分に反映できていない。また、吉野歴史資料館の展示が縄文時代～古代2期の複数時期を対象としており、史跡整備地の内容がどの展示と対応しているのかが分かりにくい。	・展示内容の整理・見直しと更新を行う。
③ 吉野歴史資料館の多目的室や収蔵場所がせまく、整理作業等の実施や団体客への対応（講座や解説の実施など）、将来的に遺物が増加した場合にその保管が困難。	・整理作業や小規模人数に対応できるよう、吉野歴史資料館のスペース確保が必要。
	・大人数での来訪者に対応できる施設が必要。
④ 史跡整備地への関心を喚起する場所がない（吉野歴史資料館は有料で、気軽に入館いただけない）。	
⑤ 史跡整備地を活用するにあたり、史跡整備地の歴史背景に関わりのある伝承地やゆかりの場所、未指定文化財との連携をはかるための情報発信の場がない。	・史跡整備地の案内や、史跡関連の伝承地等について、観光案内等を行える施設が必要。
⑥ 史跡整備地を活用する際、民間団体等と連携を図る拠点となる施設が、近接地にない。	・史跡整備地を活用する民間団体が活用拠点とできる施設の設置が望ましい。
⑦ 災害発生時、史跡整備地の一部は最大3m未満の浸水区域・河岸浸食区域に、吉野歴史資料館は急傾斜警戒区域に含まれており、万が一の際に来訪者の一時的な避難場所がない。	・防災マップで警戒区域等に入っていない場所で、大人数を一時的に収容できる場所が必要。
⑧ 吉野歴史資料館の蔵書の大半が死蔵状態となっている。そのため、自ら遺跡について調べたい方々へのサービスが不足している。	・宮滝遺跡に関係のある一般向け書籍（『万葉集』や古代に関わりのある図書）を、主にパークガイド等が利用できる環境の整備。
⑨ 史跡整備地と吉野歴史資料館とが若干離れているため、一体的な案内や史跡整備地の管理拠点として難がある。	・史跡整備地の案内や管理拠点となる場所の確保（パークガイド等の休憩場所含む）。
⑩ 史跡整備地の近接地で駐車場やトイレなどの便益施設がない。	・駐車場やトイレ設置箇所の確保が必要。
⑪ 宮滝遺跡の案内表示がない（図17・18）。	・案内表示の設置を検討する。



図 17 宮滝地内の誘導表示



図 18 宮滝周辺での案内表示検討地

(出典:吉野町「吉野万葉整備活用基本計画」)

#### 4. 史跡整備地及びガイダンス区域・エントランス区域の役割分担

宮滝遺跡の目指すべき姿の実現に向け、史跡地区域（※以下、「史跡整備地」とする）とガイダンス区域、エントランス区域を設定し、各区域の役割分担を下記のとおり整理する。なお、河川交流センター等近隣の公共施設との連携も、来訪者の目的に応じて適宜行う。

##### 【宮滝遺跡の目指すべき姿】(P38 参照)

有史以来において歴史・文化の重要な舞台であった吉野の姿を想起させ、価値を広く伝える遺跡。「心のふるさと」として来訪者の期待に応え、心の豊かさを感じることのできる場の創出。

##### 【史跡整備地】

来訪者が遺跡の価値や『万葉集』の景観を実感できるよう、古代2期の遺構表示等を行う。

###### ●遺構が検出されている場所

- ・遺構表示、模型・VR等を整備する。来訪者が古代2期の様子を想起させ、遺跡の価値を広く伝え、体感できる場所とする。

###### ●顕著な遺構が確認されていない場所

- ・遺構表示を行う場所への誘いの空間として整備する。実際の景観や地形、万葉植物等の植生環境を見物しながら、散策や憩いのひとときを楽しめる場を提供する。

連携

##### 【ガイダンス区域】

史跡宮滝遺跡や宮滝遺跡の遺跡としての価値やその歴史的・文化的背景をより深めて伝える場所として活用する。また、調査・研究・保存等の拠点として位置づける。

###### ●吉野歴史資料館 (表12の課題②③に対応)

- ・展示内容の更新を図り、出土品や映像等で遺跡の詳細や歴史的・文化的背景を紹介する。

###### ●野外体験学習施設 (表12の課題①に対応)

- ・広域プログラムの活動拠点の場として活用。
- ・史跡整備地では行えない体験プログラムやインフラ整備を用いた活動の場とする。

連携

##### 【エントランス区域】

駐車場、情報提供等来訪者のスムーズな移動の支援、史跡整備地の維持管理、来訪者や団体客の一次的な案内・おもてなし場所、来訪者のトイレ等休憩場所、史跡整備地の活用拠点等として位置づける。

###### ●駐車場等多目的広場 (表12の課題⑩⑪への対応)

- ・駐車場として利用できる広場を整備し、来訪者が史跡整備地を訪れやすい環境を整える。
- ・国道沿いに史跡宮滝遺跡の案内板を設置し、来訪者の誘導をスムーズに行えるようにする。

###### ●エントランス施設 (表12の課題③～⑩への対応)

- ・来訪者が史跡整備地やガイダンス区域等へスムーズに移動できるよう、情報提供を行う。
- ・史跡整備地を活用する団体等（イベントを行う団体やパークガイド等）の活動拠点として活用する。
- ・団体客の一次的な受付・対応や講座等が開催できる、多目的な用途の大部屋を設置する。
- ・史跡整備地を活用する団体が、来訪者との交流や屋内イベントの開催等、活用できる場所とする。
- ・史跡整備地を活用する団体や来訪者が、史跡整備地を巡る際に参考となる一般向け図書を配架する。
- ・史跡整備地の管理拠点とする。また、史跡整備地を活用する団体の休憩や受付場所とする。
- ・トイレや休憩スペースを設置し、来訪者が史跡整備地等を巡る際に休憩できる場所とする。

## 5. 整備方針

前項を踏まえ、ガイダンス区域及びエントランス区域における整備方針を下記のとおり設定する。

### 【ガイダンス区域】

#### 吉野歴史資料館

- ◆宮滝遺跡（史跡指定地を含む）現地では活用できない資料（出土遺物や映像資料等）やパネルを展示し、特に史跡整備地についての情報や価値、遺跡の歴史的・文化的背景が詳細に分かるよう、展示全体を見直し、展示の更新を行う。
- ◆発掘調査等で出土した遺物の整理・調査・保管や遺跡に関する研究の促進、情報収集や来訪者（少人数）を対象としたガイダンスの実施等がより効果的に行えるよう、現在不足しているスペースの確保を行う。

#### 野外体験学習施設

- ◆広域プログラム参加者の受け入れや、土器の焼成体験等の宮滝遺跡（史跡指定地を含む）現地では行いづらい体験プログラム（主に屋外で行うもので火や水を使うもの）に対応できるよう、既存の広場を一部改良する。

### 【エントランス区域】

#### 駐車場等多目的広場

- ◆大型バス等も駐車できるよう広くスペースを確保し、自家用車やバス等を利用する来訪者が史跡整備地を訪れやすい環境を整える。
- ◆国道沿いに史跡宮滝遺跡の案内板を設置し、史跡整備地への入り口が明確に示せるようにする。

#### エントランス施設

- ◆史跡整備地や遺跡周辺の簡易な情報提供を行うための場（案内窓口やパンフレット置き場等）を設置し、来訪者が史跡整備地やガイダンス区域へスムーズに移動できる環境を整備する。
- ◆史跡整備地を活用する団体が、活動の拠点とできる部屋の設置や、雨天時の対応及び来訪者と交流を図ることができるスペースを整備する。
- ◆団体客の一次的な受付・対応や講座等が開催できる、多目的な大部屋を整備する。
- ◆『万葉集』や壬申の乱関係の一般向け図書を配架・閲覧できるスペースを設け、パークガイドが史跡整備地を案内する際や、パークガイドや来訪者が史跡整備地に関連する資料を参照できる場を整備する。
- ◆遺跡の管理を適切に行う事ができるよう、必要な機材の保管や、その管理団体が休憩等行える部屋を整備する。
- ◆トイレ等を設置すると共に、来訪者が休憩を取ることができる場を整備する。

## 第6節 関連計画及び取り組み

史跡整備計画を推進するにあたり、関連する計画や取り組みについて整理した。

表 13 関連計画について

資料名	概要	改定日
第5次吉野町総合計画	<p>まちづくりの指針となる計画の策定。</p> <p><b>【土地利用の方向性-「歴史文化集落地区】</b></p> <p>宮滝から喜佐谷周辺は『万葉集』等にもたびたび登場する歴史が深く風光明媚な地域です。<u>(史跡) 宮滝遺跡とその周辺の整備</u>をはじめ、歴史文化を後世に継承しながら、まちなみを保全します。さらには、風景を活かした観光地としての環境整備を進めるとともに、都市部の子どもたちの野外活動等の拠点としての活用についても民間企業等と連携した取り組みを進めます。</p> <p><b>【政策 2-15 世界遺産等文化財の保全と活用】</b></p> <p>2. 宮滝遺跡（史跡指定地を含む）をはじめとする文化財の情報発信・利活用を進めます。</p> <p>→ (史跡) 宮滝遺跡の公園化整備・吉野の歴史や文化財に関する情報の発信（資料館の展示や資料館だよりの作成、講演会の開催等）や、吉野の歴史や文化財に関するイベントの開催や支援等の文化財の利活用を行い、歴史や文化財の大切さを啓発するとともに、観光や地域活性化に寄与します。</p>	令和3年9月
吉野町観光振興計画	<p>「観光」の持つ力を吉野町の地域創生に活かす取り組みを受けて、吉野町の観光振興の方策を具体化することを目標とし、計画。</p> <p><b>【推進コンセプト】</b></p> <p>何度も訪れたくなる通年型観光地（滞在地）「吉野」の新しいツーリズムの創生。</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>(1)吉野町の資源・人材を生かした新たな魅力の創出  (2)新たな顧客の取込による滞在客（宿泊客）増加と情報発信強化  (3)「吉野町の次世代ツーリズム」ブランドの構築  (4)吉野町の観光地マネジメントを推進する組織の強化と人材の育成  ※史跡宮滝遺跡や宮滝遺跡についての具体的記載はなし</p>	平成30年4月
奈良県文化財保存活用大綱	<p>文化財保護法第183条の2の規定に基づき、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化するとともに、各種の取り組みの共通の基盤となるものである。</p> <p><b>【分野別文化財の保存と活用を図る取り組み】</b></p> <p>史跡：史跡については未指定の文化財から特に重要と考えられるものを選定のうえで指定を進めるとともに、既指定の史跡について</p>	令和3年6月

資料名	概要	改定日
	<p>も未指定部分の指定に向けて条件整備を進める。また、管理上の課題に対しては、関係自治体とも連携し、個別の事情に応じた適切な管理のあり方を示す。法定計画として文化財保護法に位置付けられた保存活用計画の策定は、史跡等の実態を把握したうえで保存・管理の方策を示すこととなり、保存・管理を円滑に進めるうえで有益である。史跡の活用にあたっては、ハード整備を伴うものだけではなく、VR、AR等各種技術の積極的な利用とともに、広く地域住民が参加できる枠組みを検討する。</p>	

表 14 関連する公共機関の取り組みについて

資料名	内容
桜のまち構想事業	<p>吉野町の各所にある景観を生かし、桜によって花を添えるようなまちづくりをすすめる事業。</p> <p>近年環境の変化等で衰退の問題が顕在化している吉野山の桜の保全に取り組んでいる。</p> <p>平成 25 年度は、継続的に実施している桜樹林の管理に加えて、従来から蓄積された桜の調査をはじめ、平成 23 年度のリモートセンシングで得られた成果等を踏まえて実施している実証実験や行動計画の策定を行った。また、これらの事業の一層の深化を図るため、吉野町の桜に関わっていただいている団体・組織の方々に参加していただく吉野山桜の学校を運営した。</p> <p>(吉野万葉整備活用基本計画・平成 25 年度町の主な取り組みより引用)</p>
奈良県景観資産	<p>県内でも特に優れた景観をテーマに定めて一般公募の上審査し、「奈良県景観資産」として登録した。</p> <p>登録された奈良県景観資産は全体で 161 点となり、奈良県の 39 市町村の全てに、奈良県景観資産は存在する。</p> <p><b>【吉野川が眺望できる宮滝・柴橋】</b></p> <p>吉野町宮滝は飛鳥時代から奈良時代にかけて吉野離宮のあった所とされ、齊明、天武、持統、文武、元正、聖武天皇がたびたび訪れたといわれる。宮滝の吉野川にかかる柴橋からは、季節に応じた美しい景観を楽しめる。</p> <p>夏は吉野川の美しい流れと、緑の生い茂る巨岩奇岩が立ち並ぶ様は壯観で、秋は紅葉した木々と白色の岩や青色の川の流れとのコントラストも楽しめる。また多くの木々が落葉した冬は、川の青色と巨岩奇岩の灰色が際立ち、夏や冬と違った美しさがある。</p>
奈良まほろばサイク∞リンク	<p>全 31 の個別ルート、延長にして約 593 km の奈良の新たなサイクリングルートとして「奈良まほろばサイク∞リンク」、略称「なら クル」として決定した。</p> <p>2011 年度に、ならくるのサイクリングマップを作成し、ならくるの 31 ルートを紹介するとともに、立ち寄りの際にサイクリストをおもてなしする「自転車の休憩所」や「おすすめルート」等も紹介している。</p>
歩くなら推奨ルートマップ	「歩く・なら」とは、地元の方々と県・市町村の職員が力を合わせて奈良県内を歩いて楽しむための情報を皆さんにお伝えするサイト。

資料名	内容
	<p>「歩く・なら」推奨ルートは、奈良でしか味わえないテーマ性、物語性のある道。見どころをご紹介する地元おすすめの解説ページも掲載している。</p> <p>推奨ルートを示すマップについては、国土地理院の地形図を下図にし、実際に県内を歩いて調べた情報をもとに、なるべく迷わず歩ける分かりやすい地図にすることを目指して作成。</p> <p>迷いそうな場所の歩き方指南の写真も掲載。地図上でルートを間違えにくい歩き方を示している。</p> <p><b>【万葉の道ルート】</b> 宮滝バス停から吉野宮跡、宮滝、桜木神社、象の小川を巡るルート。</p>
森林セラビーロード	<p>吉野町では、平成 23 年度（第7期）「森林セラピー基地・セラビーロード」の認定申請を行い、平成 24 年 3 月 22 日に奈良県内で初めて「森林セラピー基地」及び 2 箇所の「森林セラビーロード」について「特定非営利活動法人森林セラビーソサエティ」より認定を受けた。</p> <p>歴史・文化的、自然的観光資源を教多く持つ吉野町の中でもセラビー効果の期待できる 2 箇所のロードを設定し、できる限り沢山の人たちに吉野の良き環境に触れてもらうため、それぞれ異なった特徴を持たせた。両コース共に滝があり、マイナスイオン効果が期待できるロードである。</p> <p><b>【吉野・宮滝 万葉コース】</b> 山岳地を歩くやや健脚者向けロード。</p> <p><b>【神仙峠 龍門の里コース】</b> 平均斜度 1.8% の高低差が小さい平坦なロード。</p>

その他、宮滝遺跡のある中莊地区では地域活性化に取り組まれている。中莊地区自治協議会では、史跡宮滝遺跡の整備が行われることを踏まえ「万葉部会」が設置される等、まちづくりに意欲を示している。

一般社団法人 中莊まちづくり協議会では、「いにしえの人が愛した万葉の郷 中莊マップ」が作成されている。このような、宮滝遺跡の活用を視野に活動いただける民間団体との連携も視野にいれたい。

## 第7節 関連法令

関連する法律について整理した。

表 15 関連法令

法令名	内容	必要な手続き	改定日
文化財保護法	・史跡指定地内で工事を行う場合、事前に文化庁長官に申請し、現状変更等の許可を得る必要がある。	史跡地内：現状変更等許可申請書 埋蔵文化財包蔵地：発掘通知	令和3年6月
奈良県文化財保護条例	・埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）で工事等を行う場合、発掘の通知が必要。		平成31年4月
吉野町文化財保護条例	・宮滝遺跡周辺は、都市計画区域外。 ・開発に当たっては、国又は都道府県等と協議が必要となる。	—	平成31年3月
都市計画法	・農地転用の届出等について規定されている。	申請書の提出	令和2年9月
農地法			令和2年4月
景観法	・吉野町宮滝周辺は一般区域に該当する。建築物については建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 超又は高さ 13m 超の建築、工作物については設置高さ 15m を越える鉄柱や木柱の設置又は建築物の上端から工作物の上端までの高さ 5m かつ地盤面から工作物の上端までの高さが 13m を越えるもの、3,000 m <sup>2</sup> を越える開発行為等に対し、届け出が必要である。	文化財保護法や農振法、奈良県立自然公園条例等によって申請を行う場合は、届出対象外となる。	平成30年11月
奈良県屋外広告物条例（屋外広告物法）	・史跡名勝天然記念物のため、禁止区域に該当する。ただし、史跡名勝天然記念物等の紹介、案内を目的とするものは、表示面積が 5 m <sup>2</sup> 以下の場合、提出できる。	広告物許可申請書	平成24年4月
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		令和3年4月
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	・公園の整備基準として、出入り口、園路、階段、便所、案内表示、水飲み場、ベンチ及び野外卓等、駐車場等について基準が設けられている。		平成17年3月
吉野町公園条例	・公園又は公園施設として整備する場合の設置基準等が定められている。		平成30年3月
自然公園法	・宮滝地内は町道以南が第2種特別地域、以北が第3種特別地域となる。次の行為を行う際、許可申請又は届出が必要。	県立自然公園特別地域内行為許可申請書	令和元年2月
奈良県立自然公園条例	・工作物の新築・改築・増築・木竹の伐採 ・鉱物の採取、土砂の採取・河川等の水位又は水量に増減をおよぼさせる行為 ・広告物類の掲出、設置又は表示		平成24年3月

法令名	内容	必要な手続き	改定日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水面の埋め立て又は干拓・土地の開墾等土地の形状の変更、屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩変更</li> <li>・木竹の植栽又は家畜を放牧しようとするとき</li> </ul>		
河川法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野川（紀ノ川）が1級河川であるため、以下の行為に留意する必要がある。</li> <li>・土砂、材木等を採取する行為</li> <li>・工作物の新築、改築、除去する行為</li> <li>・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為</li> <li>・竹木の栽植又は伐採</li> </ul>	許可申請書の提出	令和2年4月
吉野町まちづくり基本条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野町の最高規範。町民、議会、行政、それぞれの役割と責務を定め、町政の基本理念や基本原則を明らかにした吉野町まちづくり基本条例を制定。</li> </ul>		平成27年4月

## 第8節 整備方針

これまでの整理を踏まえ、整備方針を整理する。今後の宮滝遺跡の整備においては、この基本設計書に基づき、実施設計を行う。

### 1. 史跡宮滝遺跡及び宮滝遺跡の特徴

- ◆ 繩文時代から近世までの複合遺跡である。
- ◆ 飛鳥時代から奈良時代の吉野宮跡として知られており、齊明期に造営されたとみられる古代1期と、聖武期まで存続した古代2期の大きく2期の変遷があったとされる。史跡整備地内で遺構が確認されている古代2期は、最近の調査でさらに複数期の変遷があったことと、その造営時期が飛鳥時代まで遡る可能性があることが分かってきており、また、宮滝遺跡の中で最も規模が大きい。
- ◆ 応神天皇以来、各天皇によって吉野への行幸が行われた。中でも持統天皇の在位9年間中に行われた31回もの行幸は、吉野が古代において特別な地として意識されていたと考えられる。
- ◆ 史跡宮滝遺跡とその周辺は、日本の長歌の隆盛や叙景歌の挿籃の地ともいえる場所であり、『万葉集』や『懐風藻』に載る詩歌の中には、史跡のある宮滝周辺の自然景観等の情景が詠われている。史跡宮滝遺跡周辺は、現在も自然景観や古跡が良好に維持されており、当時の情景を感じられる。

### 2. 整備対象地の位置づけ

吉野宮（古代2期）の中心部にあたることから、次のように位置づける。

- ◆ 歴史的・文化的に重要な場所として、次世代へ保護・継承すべき遺跡
- ◆ 文化財としての価値を顕在化し、広く伝える遺跡
- ◆ 日本文学史の挿籃の地として、和歌とともに当時の情景を感じることができる遺跡

### 3. 宮滝遺跡の目指すべき姿

史跡整備方針を検討するにあたり、史跡宮滝遺跡の目指すべき姿を以下のように考える。

#### 1 有史以来において歴史・文化の重要な舞台であった吉野の姿を想起させ、価値を広く伝える遺跡

『日本書紀』や『続日本紀』、『万葉集』に語られる文学史上の特徴的な景観を今に伝え、古代から国の政治の重要な舞台ともなってきた。日本人にとって歴史、政治、文化の特別な場としての宮滝遺跡の価値を広く伝える整備が重要と考える。

#### 2 「心のふるさと」として来訪者の期待に応え、心の豊かさを感じることのできる場の創出

日本人になじみの深い歴史や文学史のゆかりの地として、ここに来た人や地元の来訪者が安全で快適に利用でき、余暇や休息の場として心の豊かさを感じ、生活の質の向上につながる場の創出を目指す。

#### 4. 整備の基本方針

目指すべき姿の実現に向け、整備の基本方針を以下のように設定する。

- ◆ 遺構の保護を大前提に、盛土等で遺構面を保存する。
- ◆ SB4101 とその周辺の 3 棟の建物は、離宮跡という宮滝遺跡の価値を、町民を含むより多くの方々に伝えられるよう遺構表示を行う。
- ◆ 大型建物の北側や南側では、門やその他の施設等が埋蔵されている可能性があるので、遺構等が破壊されないよう、根の浅い芝生等を植えて広場とする。
- ◆ 顕著な遺構が確認されていない場所では、『万葉集』等に関する植物を植生環境とともに再現する。
- ◆ 史跡整備地に設定した眺望点から、往時の人々が望んだ山々の稜線や吉野川への眺望を確保する。
- ◆ 史跡整備地全体で、宮滝遺跡の時代を感じられるよう、整備対象とする古代 2 期の軸線を意識した施設配置とする。

## 第3章 宮滝遺跡整備基本設計

### 第1節 空間構成・景観計画

#### 1. 整備対象地における設計対象範囲の設定

基本設計策定にあたり、本書では計画の内容がたまっている史跡整備地とその南側に隣接する斜面地を設計対象範囲と位置づける。このため設計対象範囲は、史跡整備地にあたる公有地と一部の民有地、あわせて約10,000m<sup>2</sup>とその南側に隣接する史跡指定地外の一部となる。設計にあたっては、畠地、住宅や倉庫などの民有地が近接して所在していることに留意し、境界部には造成に伴う排水や植栽、来訪者の立ち入り防止柵等を適宜配置する。

吉野川へ下る斜面地は、樹木が鬱蒼と茂り、史跡の立地環境という点だけでなく、樹林としても過密な状態で、倒木が目立っている。史跡指定地ではないが、『万葉集』の世界を想起させる史跡・吉野川・対岸相互の眺望を活かすためには欠かせない場所で、土地所有者と協議を行い、環境整備を行う。

史跡整備地は北から南に緩やかな傾斜を有し、南側の斜面手前に1段低い面がある。北側を走る町道とは東西2ヶ所で接道しており、東側で約1.7m、西側で約0.7m道路より低い。

史跡整備地の西側では、発掘調査より古代2期の遺構が確認された。現在は埋め戻したうえで、テープにより、遺構範囲の表示が行われている。史跡整備地の東側も西部と同様に空き地（草原）であるが、地盤は砂地で遺構がある西側とは異なる。設計対象範囲のうち、一部、未調査地が含まれており、今後の調査・研究により遺構が検出される可能性を考慮する必要がある。

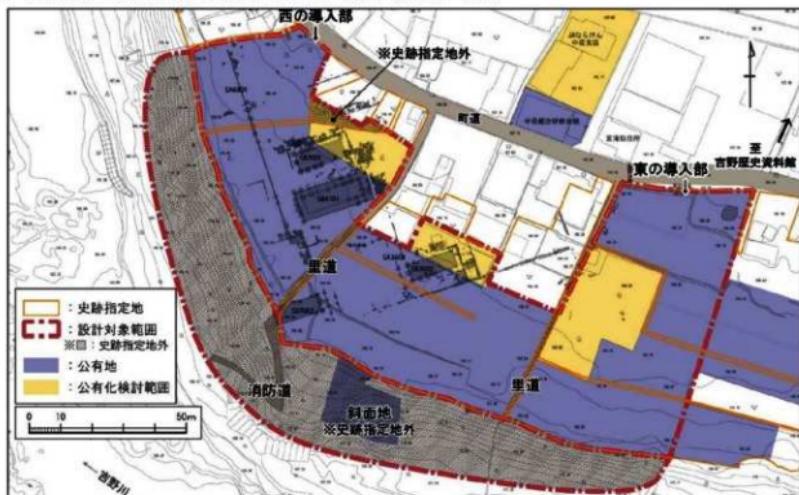


図19 設計対象範囲

## 2. 全体ゾーニングと施設配置

(1) ゾーニング (図 20)

「吉野万葉整備基本計画」に示されたエリア分けに基づき、設計対象範囲に3つのゾーニングを設定した。

### ① 万葉の広場ゾーン

史跡整備地は北側を走る町道と西と東の2ヶ所で接道しており、遺跡を見学する・奈良時代の植生を楽しむこと等を目的として来訪する人々の多くは、吉野歴史資料館やエントランス区域に近い東の導入部から入ると想定される。東の導入部は遺跡整備ゾーンへの誘導を意識して整備し、必要な案内板等を設置する。万葉の広場ゾーンは、周辺に現代的な住宅や畠などが所在する中で、植栽の配置や、ランドスケープデザインにより万葉の時代へ人々をいざなう空間とする。ここでは休憩などの利用も想定されるため、シンプルな形状の園路、広場としつつ、遺跡の軸線を取り込み、古代の要素を持たせた平面形状とする。

## ② 遺構整備ゾーン

奈良時代の植生を体感しながら吉野川方向に南下し、平垣地の縁に沿って西に進むと、遺構の魅力を伝える遺構整備ゾーンに至る。史跡の建物軸線に沿って設置された模型や遺構の表示を見学して北上し、西の導入部に至る。遺構整備ゾーンは、発掘調査により今後も遺構が検出される可能性が高い場所もあるため、遺構の保護も兼ねて必要最低限の整備に留め、広場等としての活用ができるような整備を行う。



図 20 設計対象範囲におけるゾーニング

### ③ 斜面地の眺望ゾーン

宮滝遺跡の整備において周囲の山や川の眺望は重要な要素となる。奈良時代の人々が見たであろう景色を体感できるように、河岸段丘を吉野川の方に下った地点に象山や三船山を望むことができる斜面地の眺望ゾーンを整備する。

以上のゾーニング（図 20）と基本計画の際に設定したエリア分け（図 2）の考え方をあわせ、次項で述べる施設配置の考え方を整理したものが図 21 である。本章では、図 21 に示した考え方を基に、詳細を記述していくこととする。

#### （2）施設配置（図 21）

設計対象範囲のうち、史跡整備地に配置する施設には、敷地全体に関わるものとして斜面地の安全柵や民有地との境界の遮蔽施設、園路等がある。遺構整備ゾーンでは掘立柱建物や掘立柱塀、石敷き遺構等の遺構表示施設、史跡や遺構に関する説明・案内板や模型展示、万葉の広場ゾーンでは万葉植物の植栽とその解説施設、給排水設備を配置する。その他、必要に応じて車止め等の管理施設、電気設備を設置する。遺構整備ゾーン及び万葉の広場ゾーンでは地下遺構に留意し、広場等として活用するエリアでは、必要最低限の施設配置を行う。また、史跡指定地外ではあるが、吉野川に少し下った斜面地の眺望ゾーンには休憩施設を設置する。

なお、史跡整備地の整備と連携した施設として吉野歴史資料館の活用やエントランス施設の設置についても計画する。これらの施設については、次章で別に整理を行う。



図 21 設計対象範囲における主な施設配置

## 第2節 遺構表示設計

### 1. 対象遺構の概要と整備レベル

検出されている遺構は、建物遺構として掘立柱建物（SB4101、SB7001、SB3602、SB7002）、掘立柱塀（SA6801）がある。その他、石敷き遺構（SS6802、SS6804、SS4103、SS3606）、石組溝（SD6803、SD6805、SD4102、SD3601）がある。これらを整備対象とする。

#### (1) 掘立柱建物（SB4101）

…第1次調査（石敷き遺構）、第41次調査、第69次調査、第68次調査（石組溝）

##### 遺構

桁行9間・梁行5間（東西23.7m、南北9.6m）、北～西に18.2°傾く。

身舎の桁行9尺（2.7m）、梁が6尺（1.8m）。

底の出は桁行8尺（2.4m）、梁行7尺（2.1m）の四面底。

1辺1.2～2.0mをはかる隅丸方形の柱穴32基を検出。柱材の直径は30cm程度。

建物遺構の北側と東側に石敷き遺構と石組溝が検出。

庇の東通り芯の40cm東から先に石敷き遺構（SS4103人頭大石の敷き詰め）がほぼ隙間なく敷かれた状況で約8m<sup>2</sup>を検出。辺部から90cmの所で石組溝（SD4102）4m分を検出。通常の石組溝が持っている側石と底石がなく、周囲より小さい石を5cm下げて、段を付ける仕様。

##### 現状

建物遺構の北東隅の底部分の柱穴1基が民有地に位置する。

保存状況良好の東側石敷き遺構の北半部が民有地に位置する。南半部のみが公有地に位置する。

※柱穴や石敷き遺構が残る民有地は公有化を予定しており、基本設計書の対象範囲とする。

身舎東から3本目柱：現状 GL183.8m、遺構面の標高 183.35m

北西隅：現状 GL183.7m、遺構検出レベル 183.16m、中世遺物包含層検出レベル 183.35m

南西隅：現状 GL183.75m、遺構検出レベル 183.02m（擾乱）

##### 整備レベル

保存すべき遺構検出レベルは、古代2期の遺構面及び中世遺物包含層とし、標高183.35mとなる。よって、整備レベルは遺構保護層最低10cm、中世の包含層平均15cm、表示物の基礎の根入れ最大40cm※1などの条件をふまえ、標高183.95mとする。この盛土により西面底より西側は約5%の勾配で下る地形となる。

※1 歴史的建造物の復元を行わないことを前提とする。

## (2) 堀立柱建物 (SB7001)

…第 70 次調査、第 68 次調査（石組溝）、第 1 次調査（石敷き遺構）

### 遺構

桁行 4 間以上・梁行 2 間（東西 7.5m 以上、南北 6.0m）、北～西に 18.2° 傾く。第 1 次調査の石敷き遺構との関係から桁行 7 間に復元できる。

SB4101 と平行し、北 5.7m に位置する。

1 辺 1.2～1.7m をはかる隅丸方形の柱穴 9 基を検出し、抜き取り穴がある。柱材の直径は不明。建物遺構の北側、東側と西側に石敷きと石組溝を検出。

北側柱通り芯より 1.4m の位置から石敷き遺構 (SS6804) の 1.9×2.7m 分を検出。その北側に柱通り芯より 2.0m の位置に東西方向に走る石組溝 (SD6805) の 2.6m 分を検出。SD6805 の西側延長上 1.1m 分と L 字に曲がり、南北方向に走る 6.7m 分の石組溝 (SD6803) を検出。西側柱通り芯より西 1.6m に位置する。石組溝 (SD6803) の北と西の外側に石敷き遺構 (SS6802) 2.8×3.8m を検出。

### 現状

建物遺構の北面 3 間、南面 4 間までが公有地に収まる。

石敷き遺構と石組溝が良好に残る北側東半分は民有地に位置する。

東北部分が断続的に検出した部分が公有地内に位置する。

※石敷き遺構や SB7001 の東半部が残る民有地は公有化を予定しており、基本設計書の対象範囲とする。

北側西から 3 本目柱：現状 GL183.90m、遺構検出レベル 183.58m

東側の北端部：現状 GL183.88m、遺構検出レベル 183.60m

南側西から 4 本目柱：現状 GL183.72m、遺構検出レベル 183.25m

南西隅：現状 GL183.65m、遺構検出レベル 183.20m、中世遺物包含層 183.35m

### 整備レベル

保存すべき遺構検出レベルは、古代 2 期の遺構面及び中世遺物包含層のうち、最も標高の高い 183.60m とする。よって整備レベルは、遺構保護層最低 10 cm、中世の包含層平均 15cm、表示物の基礎の根入れ最大 40 cmなどの条件をふまえ、標高 184.25m とする。

## (3) 堀立柱建物跡 (SB3602)

…第 1 次調査（石敷き遺構）、第 36 次調査、第 68 次調査（石組溝）

### 遺構

桁行 5 間、梁行 2 間を検出。第 1 次調査の石敷き遺構との関係から桁行 6 間に復元できる。桁行両端部 2.6m、他 2.5m。梁行 2 間、梁間 2.7m（東西 15.2m、南北 5.4m）、第 69 次調査の検出遺構と重ねると、SB4101 と平行し、南 22.9m に位置する。

1 辺 1.2m を超える不整円形若しくは隅丸方形の柱穴 8 基を検出。柱痕は遺存しない。柱材の直径は 40cm 前後。

建物遺構の南側に石敷き遺構と石組溝を検出。南側柱通り芯より南 1.2m の位置に石敷き遺構を検出。東端部と西端部に断続的に分布している。

## 現状

建物遺構の北面 1 間、南面 3 間までが公有地内に収まる。

石敷き遺構（SS3606 西側部分の一部）と石組溝（SD3601 北側部分の一部）は公有地内で検出しており、その延長部にある北側と東側及び南側の東部分は民有地に位置する。

※民有地については公有化を予定しており、民有地の遺構も基本設計書の対象範囲とする。

遺構面は表土上面から 50cm～70cm 下に、地山は表土上面から 80cm～100cm の下にある。遺構面の標高は 184.05m（第 68 次調査成果より推定）。

## 整備レベル

保存すべき遺構レベルは、古代 2 期の遺構検出レベルである標高 184.05m とする。

よって整備レベルは、遺構保護層最低 10 cm、中世の包含層平均 15cm、表示物の基礎の根入れ最大 40 cmなどの条件をふまえ、標高 184.70m とする。

### (4) 堀立柱建物跡 (SB7002)

…第 70 次調査

## 遺構

桁行 1 間以上、梁行 2 間（東西 2.0m、南北 5.4m）、桁行 2 間以上の SB7001 と平行する。SB4101 より南 22.9m に位置する。

1 辺 1.0m～1.3m 隅丸方形の柱穴 5 基、大部分を調査できていない柱穴 2 基をのぞいて、いずれの柱穴にも抜き取り穴を検出。

遺構の上層が後世に削平され、遺物も出土していない。

建物遺構の周辺に石敷き遺構や石組溝は検出されていない。

## 現状

建物遺構の北西から西側にかけて里道が走る。発掘調査で確認しているのは、東側の梁行 2 間、桁行 1 間以上である。ただ、地盤が東から西向きで斜面に削平されている。

北東隅柱 : 現状 GL183.36m、遺構検出レベル 183.18m

北東隅から 2 本目柱 : 現状 GL182.44m、遺構検出レベル 182.34m

南東隅柱 : 現状 GL183.40m、遺構面検出レベル 183.10m

## 整備レベル

保存すべき遺構検出レベルは古代 2 期の遺構面のうち、最も標高が高い 183.18m とする。

よって、遺構保護層最低 10 cm、表示物の基礎の根入れ最大 40 cmなどの条件をふまえ 183.83m とする。

### (5) 堀立柱塙 (SA6801)

…第 68 次調査、第 69 次調査、第 70 次調査

## 遺構

3箇所の調査区を設定して範囲を確認。検出遺構の総延長は南北 50m 以上になる。南端は SB4101 の南西角付近で西側へ屈曲。SB4101 より西 6.0m に位置する。

1 辺 1.1m～1.7m となる。隅丸方形の柱穴を検出。いずれの柱穴にも抜き取り穴を確認。

## 現状

北側：現状 GL.184.40m、遺構検出レベル 184.0m

中央部：北端部現状 GL.184.15m、遺構検出レベル 183.80m

南端部現状 GL.183.85m、遺構検出レベル 183.56m

南側：北端部現状 GL.183.40m、遺構検出レベル 183.12m

南端部現状 GL.183.30m、遺構検出レベル 183.10m

## 整備レベル

保存すべき遺構検出レベルは、古代2期の遺構にあたり、建物遺構の北側部分で標高 184.0m、南側部分で標高 183.10m となる。

よって、整備レベルは、遺構保護層最低 10 cm、表示物の基礎の根入れ最大 40 cmなどの条件をふまえ、建物遺構の北側部分で 184.50m、南側部分で 183.60m とする。

## (6) 石組溝（区画溝）

…第1次調査、第36次調査、第68次調査

### 遺構

SB3602 の南側柱通り芯より南 4.8m の位置に東西方向に走る石組溝（SD3601）を 15m 分検出（自然の河原石、1段の切石を立て、内に2枚の底石を並べた幅約 50cm、人頭大以上の石）。東側は史跡指定地内の民有地で南北方向に走る東側2つの石組溝と交差し、更に東に延びる。石組溝に囲まれる範囲に石敷き遺構（SS3606）を伴う。石組溝の西側は断続的に西に延びて、端部の位置は不明。東側は遺存状況が良好、西端部は中世以降に再構築したと評価されている。

### 現状

石組溝を検出した東部分が公有地内に収まる。史跡指定地内の民有地で検出されている遺構も基本設計書の対象範囲とする。

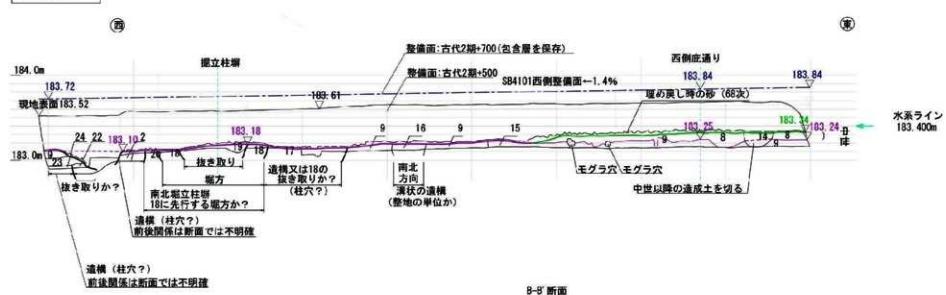
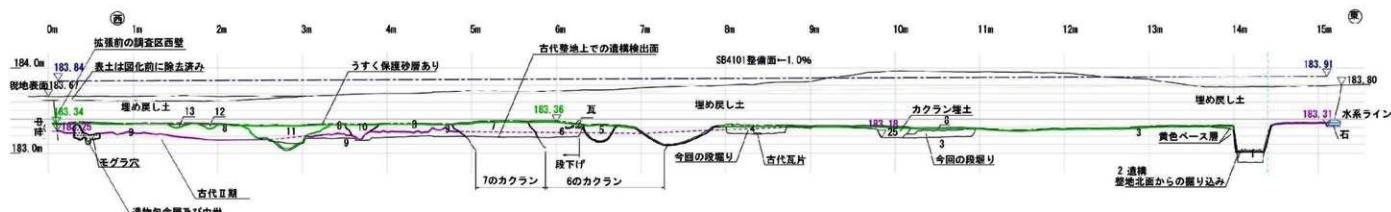
東側：現状 GL.184.39m、遺構検出レベル 184.05m

西側：現状 GL.183.53m、遺構検出レベル 183.26m

### 整備レベル

保存すべき遺構検出レベルは、SD3602 東側部分で標高 184.05m。SD3602 西側部分で、遺構標高検出レベルが 183.26m となる。

よって、整備レベルは遺構保護層最低 10 cm、中世の包含層平均 15cm、表示物の基礎の根入れ最大 40 cmなどの条件をふまえ、東側 184.70m、西側 183.91m とする。



----- 整備地盤高（中世及び遺構包含層+500）  
 ————— 中世及び遺物包含層ライン  
 ————— 古代2期造構ライン  
 ----- 古代2期遺構推定ライン

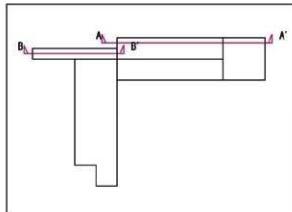
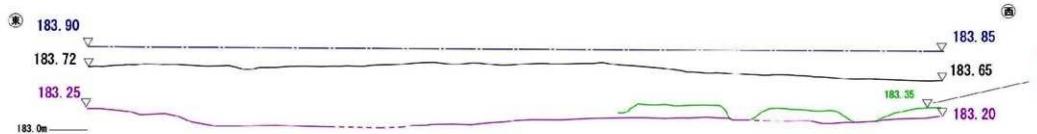


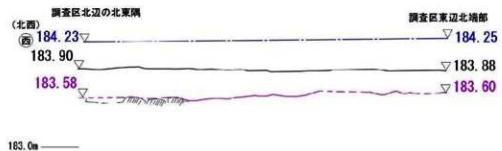
図 22 SB4101 調査時（第 69 次）の土層断面図

### 2tr南壁土層



1-1' 断面

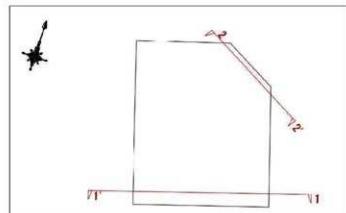
### 2tr東壁土層



2-2' 断面

整備地盤は中世及び遺構包含層+500になるが、中世及び遺構包含層は古代2期遺構面より150mにあると確認できたので、同じ考え方で、整備地盤は古代2期遺構面+500に設定することで統一する。

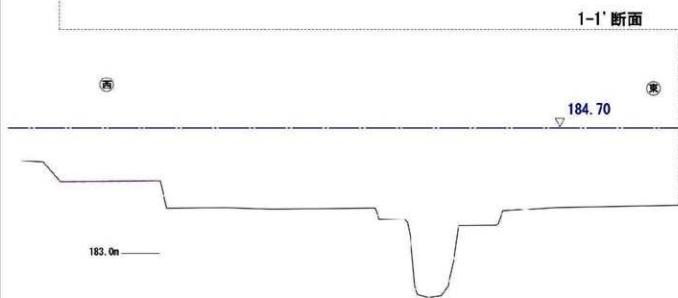
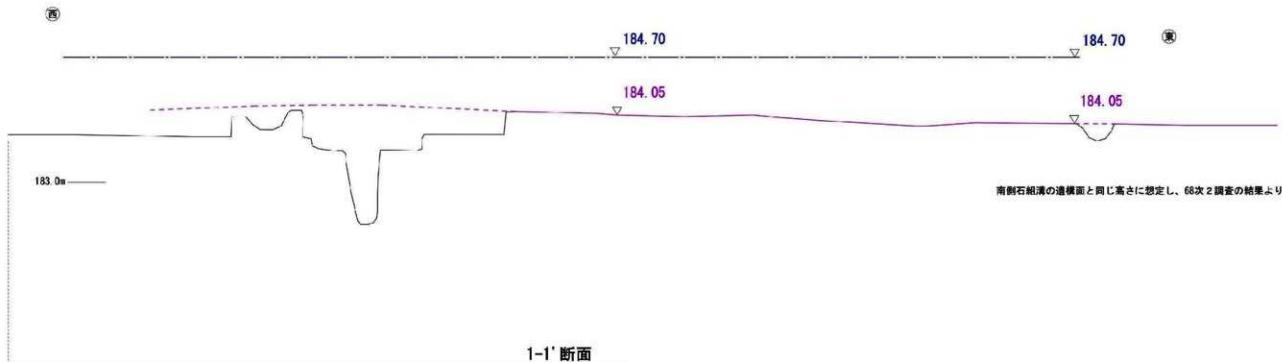
- 整備地盤高（中世及び遺構包含層+500）
- 中世及び遺構包含層ライン
- 古代2期遺構ライン
- - - 古代2期遺構決定ライン



断面位置図

図 23 SB7001 調査時（第 70 次）の土層断面図

2tr北壁土層



----- 整備地盤高（中世及び遺構包含層+500）  
— 中世及び遺物包含層ライン  
— 古代2期遺構ライン  
- - - 古代2期遺構確定ライン

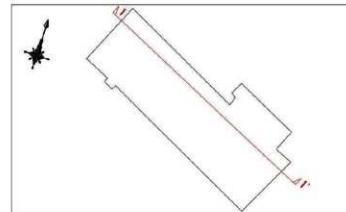


図 24 SB3602 調査時（第 36 次）の遺構面エレベーション面

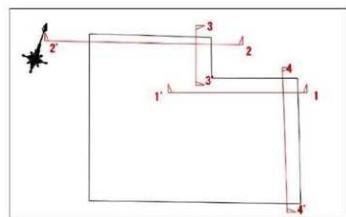
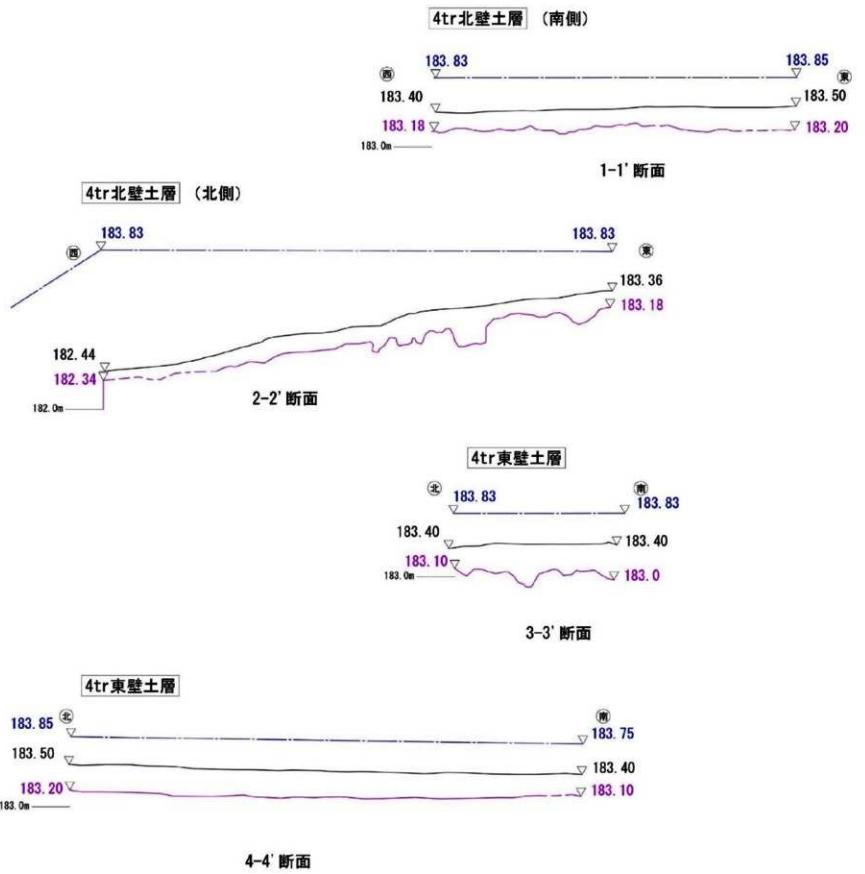


図 25 SB7002 調査時（第 70 次）の土層断面図

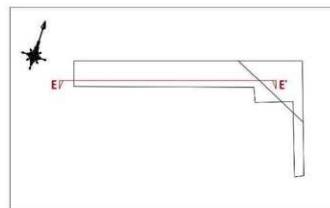
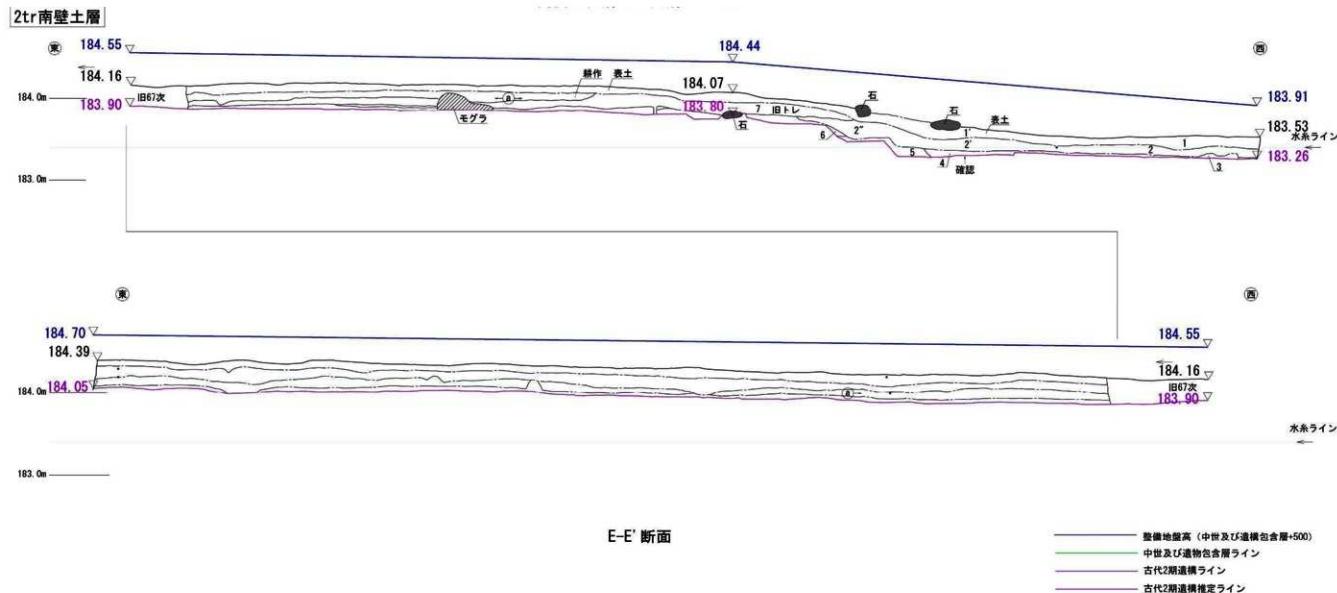


図 26 第 68 次調査 土層断面図

## 2. 遺構表示の考え方

### (1) 遺構表示の基本方針

古代2期の遺構が良好な状況で検出され、一部滅失している部分や未検出の部分はあるものの本来の姿が想定可能な場合において、復元的な遺構表示を行う。

検出遺構が一部に限られ、広がりや遺構の位置づけが不明な場合は、検出状況を表示し、遺構の存在を示すにとどめる。

### (2) 各遺構の整備の考え方

#### ① 堀立柱建物（SB4101）

設計対象範囲において、未検出部分も含め、柱穴と堀立柱を表示する。柱穴は検出された平面形状を示し、未検出部分は検出遺構の平均的な値である約1.5m程度の隅丸方形として表現する。柱は検出された柱痕から径30cmとし、高さ40cm程度の立柱とする。雨落ち溝が想定される範囲より内側を建物範囲として、表示する。

##### 石敷き遺構と石組溝（SB4101の周辺）

SB4101東側の石敷き遺構（SS4103）と石組溝（SD4102）を復元的に表示する。

#### ② 堀立柱建物（SB7001）

設計対象範囲において、未検出の部分も含め、柱穴と堀立柱を表示する。柱穴は検出された平面形状を示し、未検出部分は検出遺構の平均的な値である約1.4mの隅丸方形として表現する。柱径不明であるため、SB4101の検出状況を踏まえて径30cmと想定し、高さ40cm程度の立柱を用いる。石組溝が想定される範囲より内側を建物範囲として、表示する。

##### 石敷き遺構と石組溝（SB7001の周辺）

SB7001の北側の石敷き遺構（SS6804）と、北側から西側に屈曲する石組溝（SD6803）及び北側から東側に屈曲する石組溝（SD6805）を復元的に表示する。西側の石敷き遺構（SS6802）は敷設範囲が不明であるため、出土状況を平面表示する。

#### ③ 堀立柱建物（SB3602）

設計対象範囲において、未検出の部分も含め、柱穴と堀立柱を表示する。柱穴は検出された平面形状を示し、未検出部分は検出遺構の平均的な値である約1.5mの隅丸方形として表現する。柱は検出された柱痕から径40cmとし、高さ40cm程度の立柱とする。雨落ち溝が想定される範囲より内側を建物範囲として、表示する。

##### 石敷き遺構と石組溝（SB3602の周辺）

SB3602の南側の石敷き遺構（SS3606西側部分の一部）と石組溝（SD3601北側部分の一部）は敷設範囲が不明であるため、出土状況を平面表示する。

#### ④ 堀立柱建物（SB7002）

対象範囲西端の斜面地にあたり、一部を里道で切られていることから、遺構が検出された東側部分の柱5本を、SB3602で検出された柱痕を参考にして径40cm、高さ40cm程度の立柱で表示する。

柱穴は、この西側の史跡指定地の斜面地部分においても、検出遺構の平均的な値である約 1.2m の隅丸方形として表現する。SB3602 と同規模の建物になると想定して、建物範囲を表示する。

#### ⑤ 堀立柱塀 (SA6801)

南北延長 2 間と南端から西に折れる 1 間において、柱穴と堀立柱を表示する。柱穴は屈曲部で平面形状を示し、それ以外の北側は検出遺構の平均的な値である約 1.3m 程度の隅丸方形として表現する。堀立柱塀が SB4101 南側で東に広がることが表現できるよう屈折部分は高さ 1.8m 程度の立柱を用いる。それ以外は広場としての活用も考慮し、高さのない柱形埋込みの平面表示とする。柱径不明のために、柱径は SB4101 で想定した 30cm とする。柱穴の外側を結んだラインを堀立柱塀の範囲として表示する。

#### ⑥ 石敷き遺構・石組溝

SB3602 の南側で検出されている石組溝 (SD3601) の東部分と石敷き遺構 (SS3606) の東部分は復元的に表示する。石敷き遺構 (SS3606) 北側端部は出土状況を平面表示する。

表 16 遺構表示

対象 遺構	柱	柱穴	建物範囲	石敷き遺構・石組溝
①堀立柱建物 (SB4101) と周辺の 石敷き遺構・石組溝	径 0.3m、 高さ 0.4m の立 柱 48 本。	検出形状 30 基、検出平均値 の標準形状 18 基。	石組溝より内側、 約 25.5m × 約 11.3m。	東側の石敷き遺構と石組溝 を復元的表示。
②堀立柱建物 (SB7001) と周辺 の石敷き遺構・石組 溝	径 0.3m、 (SB4101 から 想定)、高さ 0.4m の立柱 18 本。	検出形状 9 基、 検出平均値の標 準形状 9 基。	石組溝より内側、 約 17.1m × 約 7.5m。	石組溝 (SD6803)、石組溝 (SD6805) と石敷き遺構 (SS6804) を復元的表示、石 敷き遺構 (SS6802) の出土状 況表示。
③堀立柱建物 (SB3602) と周辺 の石敷き遺構・石組 溝	径 0.4m、 高さ 0.4m の立 柱 16 本。	検出形状 7 基、 検出平均値の標 準形状 9 基。	石組溝より内側、 約 16.8m × 約 6.9m。	石敷き遺構 (SS3606 西側 部分の一部) と石組溝 (SD3601 北側部分の一部) の出土状況表示。
④堀立柱建物 (SB7002)	径 0.4m (想 定)、高さ 0.4m の立柱 5 本。	検出形状 5 基。	SB3607 と同規模、 東半分 約 9.8m × 約 6.9 m。	
⑤堀立柱塀 (SA6801)	径 0.3m (想 定)、高さ 1.8m の立柱 4 本。 屈曲部北側径 0.3m の柱埋め込 み 22 本。	検出形状 16 基、検出平均値 の標準形状 10 基。	塀範囲：柱穴が確認 されている範囲。全 長約 65.3m。	
⑥石組溝 (SB3602 の南側)				石組溝 (SD3601) 東部分と 石敷き遺構 (SS3606) 東部 分を復元的表示。 石敷き遺構 (SS3606) 北側 端部を出土状況表示。

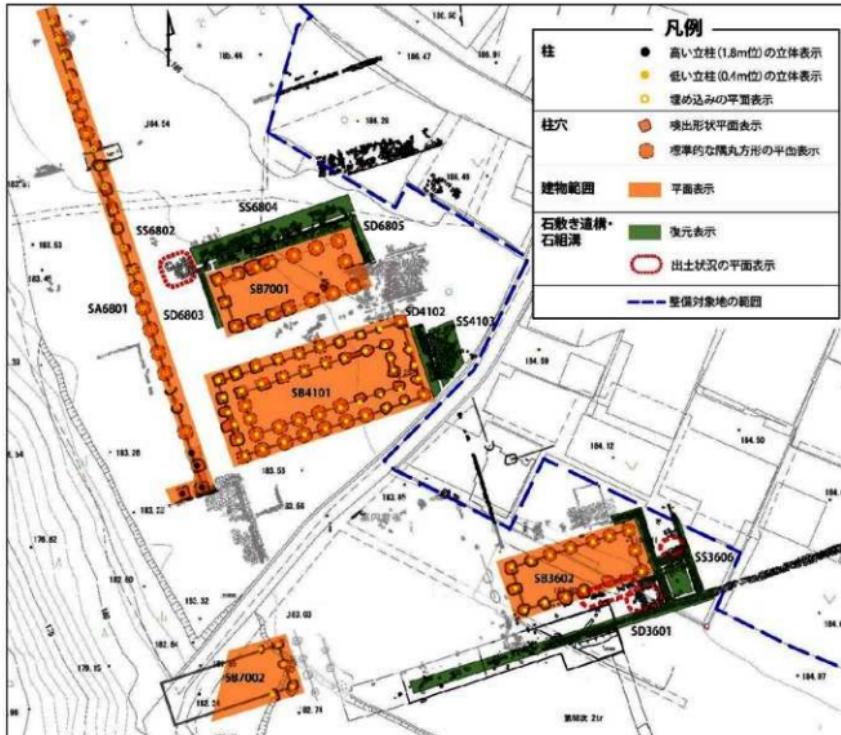


図 27 遺構表示配置

### 3. 遺構表示設計

### (1) 柱立体表示

- ### ・高い柱の立体表現

工法・材料	メリット	問題点
木材	自然素材としての木材の温かみのある質感で、地元産材を活用することができる。	耐久性がやや劣る。施工、メンテナンスに手間が必要。
合成木材	耐久性があり、メンテナンス性が良い。	自然の暖かみ、加工性はやや劣る。

#### ・低い柱の立体表現

工法・材料	メリット	問題点
木材	自然素材としての木材の温かみのある質感で、地元産材を活用することができる。	耐久性がやや劣る。施工、メンテナンスに手間が必要。
石材	自然素材で、耐久性があり、メンテナンスがし易い、施工性が良い。	やや硬い印象となる。
合成木材	耐久性があり、メンテナンス性が良い。	自然の暖かみ、加工性はやや劣る。

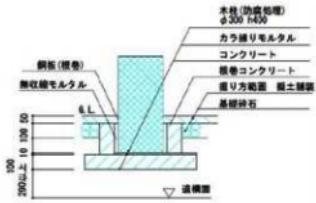


## 石による柱の表示〈百濟寺跡〉



### 木材による柱の表示 <久留倍官衙遺跡>

以上の比較より木材を採用することが適切と考えられる。ただ、耐久性を高めるために、化学的改質処理（モックル処理等）を施した木材を用い、また柱部分の取り替えが出来る仕様にする。



#### 柱立体表示標準断面

## (2) 柱の埋込平面表示

工法・材料	メリット	問題点
木材	加工し易い、自然素材で表現できる。	耐久性がやや劣る。メンテナンスに手間が必要。
石材	自然素材で、耐久性があり、メンテナンスがし易い、施工性が良い。	やや硬い印象となる。
合成木材	耐久性があり、メンテナンス性が良い。	自然の暖かみ、加工性はやや劣る。

以上の比較より木材を採用することが適切と考えられる。ただ、耐久性を高めるために、化学的改質処理（モックル処理等）を施した木材を用いる。



柱埋込平面表示標準断面

## (3) 柱穴の平面表示

工法・材料	メリット	問題点
擬土	配合より土の風合いに合わせることができ、複雑な形に対応しやすい。	経済性がやや劣る。大きな規模に対応し難い。
土系舗装	自然土の風合い、歩き易い、透水性と保水性がある。施工性と補修性良い。	耐久性はやや劣る。ひび割れ目地が必要。
開粒度脱色アスファルト舗装	天然砂利や砂の自然色が表現でき、歩き易い。補修性良い。	耐久性はやや劣る。施工機械が必要。
ウッドチップ舗装	自然性が良い、クッション性が高い、身体に優しい。現地の木材を活用できる。	耐久性はやや劣る。土の表現にはやや相応しくない。
クレイ舗装	土の舗装であり、土本来の風合いを生かし、経済性と施工性が良い。	耐久性が劣る。天候の影響はあり、管理作業は必要。



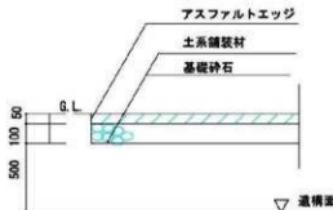
土系舗装による軒範囲く上淀廃寺跡く



擬土による柱と柱通りの表示く上淀廃寺跡く

以上の比較より、自然の土に調和する土系舗装を採用することが適切と考えられる。

※柱穴が出土状況を表現する場合は、複雑な形になるために、擬土を用いることになる。



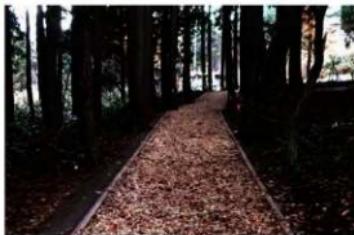
土系舗装標準断面

#### (4) 建物範囲の平面表示

工法・材料	メリット	問題点
土系舗装	自然土の風合い、歩き易い、透水性と保水性がある。施工性と補修性良い。	耐久性はやや劣る。ひび割れ目地が必要。
開粒度脱色アスファルト舗装	天然砂利や砂の自然色が表現でき、歩き易い。補修性良い。	耐久性はやや劣る。施工機械が必要。
ウッドチップ舗装	自然性が良い、クッション性が高い、身体に優しい。現地の木材を活用できる。	耐久性はやや劣る。土の表現にはやや相応しくない。
クレイ舗装	土の舗装であり、土本来の風合いを生かし、経済性と施工性が良い。	耐久性が劣る。天候の影響があり、管理工作は必要。
芝張	環境に優しい、景観性が高い、見学者の利活用に相応しい。	利用方法より、定期的に養生と管理が必要。



土系舗装による建物範囲<百濟寺跡>



ウッドチップ舗装<会津藩主松平家墓所>



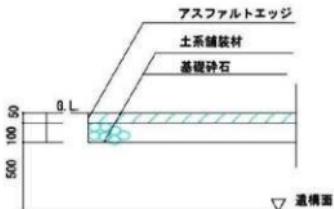
脱色アスファルト舗装<武藏国分寺跡>





クレイ舗装による建物範囲／加圧注入処理した木材による柱の表示＜志和城跡＞

以上の比較より、自然の土に調和する土系舗装を採用することが適切と考えられる。ただし、建物範囲と柱穴の範囲を区別するために、異なる材料の配合と色で実施する。



土系舗装標準断面

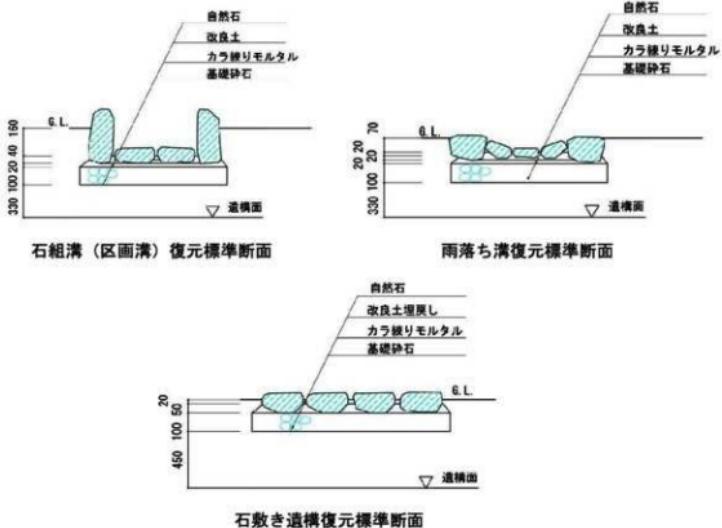
#### (5) 石敷き遺構・石組溝復元表示

工法・材料	メリット	問題点
自然石	自然材の質感があり、施工とメンテナンスしやすい	出土状況の複製ではなく、当初の敷き方の復元であり、自然石が入手困難の場合もある



自然石による石敷表現＜飛鳥宮跡＞

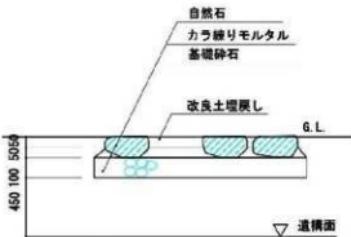
以上より、自然石を用いる。目地は深い目地を使い、目地モルタルは土の色に近い着色モルタルを用いる。



#### (6) 石敷き造構・石組溝出土状況平面表示

工法・材料	メリット	問題点
自然石	自然材の質感があり、施工とメンテナンスしやすい。	復元部分と区別する必要があり、自然石が入手困難の場合もある。
板石	復元部分と区別しやすい、自然素材で表現できる。	製作の手間があり、入念に品質管理が必要。
型押しコンクリート	経済性が良い、工期が短い。	施工に手間が掛かり、模様が限られるため、選定が必要。

以上の比較より自然石を採用することが適切と考えられる。ただ、復元部分と区別できるように、石の出土状況のみを表現する。目地は深い目地にする。



自然石張り標準断面

### 第3節 敷地造成設計

#### 1. 整備レベル（敷地造成）の考え方

敷地の造成レベルは、発掘調査で確認された古代の遺構に加え、中世及び古代の包含層も保存することを前提として設定する。また、段差部に設けられている現状の石積は、盛土の仕上げに支障となる部分を除き現状のままで埋め戻しを行う。

遺構整備ゾーンにおいては、第2節の遺構表示設計により設定した整備レベルを基本とし、古代2期の遺構から旧地形の復元検討を行い、中世及び遺物包含層の最も厚い部分から 50 cm 上（遺構保護 10 cm+ 遺構表示の根入れ寸法 40 cm）を整備レベルとする。

万葉の広場ゾーンも、今後の調査等で遺構が検出される可能性があることから基本的に掘削は行わず遺構保存を優先し、段差を解消するように盛土を行う。

#### 2. 造成設計

##### （1）遺構整備ゾーン

###### ・軸線（B-B'断面）

掘立柱建物が位置する遺構整備ゾーンの現状地盤は、東から西へ緩やかに下がっていき、河川斜面手前約 4 m 付近に約 70 cm の段差がある。

遺構整備ゾーンの建物中心軸にあたる B-B'断面では、最も北側の民有地境界部で約 184.5m、SB4101 から西側里道付近が 183.8m、南側排水遺構部分で 183.53m と徐々に下ってくる地形となっている。

この断面の造成は、前項の整備レベルの考え方に基づけば、SB4101 部分で整備レベルの標高が 183.95m となり、SD3601 部分で 184.70m、ここから南の段差を解消するように 8.4% の勾配で整備を行い、平均で現状面より 20 cm 程度の盛土となる。

###### ・南側（C-C'断面）

遺構整備ゾーンの南側、排水路遺構（SD3601）が確認されている部分（C-C'断面）は、敷地境界から西側に向けて 2.3% の緩やかな勾配で下り、約 80 cm の段差の下にほぼ水平な面が約 13m 続く。等高線に直行する 30 cm の小さな段差の下に約 8% の傾斜地があり河川斜面へと至る。

排水遺構保護のため現状より約 30 cm 上（遺構面より約 65 cm 上）を整備レベルに設定する。東側の段差を解消し、東側から西に約 1.9% 勾配の緩斜面を造成する。段差より西側は 6.0% の勾配をつけ、SB7002 付近で約 2.6% の緩い勾配として河川側斜面に擦り付ける。この勾配となるよう造成した場合、SB7002 の遺構は東側と西側（史跡指定地内）で、約 0.8m のレベル差が生じる。

##### （2）万葉の広場ゾーン（A-A'断面）

万葉の広場ゾーンは、北から南に 3 つの段差地形からなる。東の導入部付近は南に向けて約 6.4～8.8% の勾配を有し、約 0.8m の段差の下は約 2.4% さらに約 0.7m の段差下は約 1.7% と緩やかな勾配である。東の導入部から南に 65m の地点から先は 9% 勾配さらにその先の河川側斜面から 5～6m の範囲では 30% 以上の急勾配となっている。

整備においては、旧地形である最上段の段差は生かし、後世の耕作に伴うものと推察される下の段差地

形は解消するように造成盛土を行う。万葉の広場ゾーンは、植栽や各種設備に伴う埋設管の設置が想定され、道路掘り付け部分を除き、基本的に現状より 20 cm の厚みの盛土を確保する。東の導入部の段差地形では上段が 7.1%、中央付近は約 1.7% とし、河川斜面付近は防災上の観点から急斜面上での盛土は行わず、現状のままの勾配 9% で不陸整正のみを行う。

東の導入部の西側道路沿いは、管理車両及び身障者用の駐車スペースとしての利用を考慮し、東の導入部同様に町道との段差を解消するように盛土を行う。

なお、南側敷地の勾配が屋外における斜路勾配 1/12 (8.3%) を超えることから、園路は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、斜面方向から斜めに振り、適切な勾配となるよう配置する。

### 3. 接道部分、民有地境界部分の造成

接道部分は、道路から段差なく史跡整備地に入ることができるようなレベル設定とする。ただし、東の導入部付近では地下構造が存在する可能性がある一方で、管理や活用のために車両が入る場所であること、整備レベルが道路より低く広場や園路から史跡整備地に雨水が流入されることが危惧されることから、道路面と同じレベルまで盛土を行い、構造の保護と活用に供することができるよう造成を行う。

民有地境界部分で、盛土により民有地より高くなった場合は、敷地境界を安定勾配の法（2割以下）で納め、下に排水溝を設ける。

西側の里道境界は整備レベルとなる地盤が 20~30 cm 高くなる。東側の里道に接する史跡整備地は現地盤の整正のみとする。

### 4. 斜面地の造成

史跡整備地の斜面地は比較的勾配の緩い北西側でも 1 : 4.0、南側では 1 : 0.8 の急斜面地となる。四阿を整備するにあたっては、現状 179.0m の等高線から南に 4.0m 四方の平坦面を造成し、ここから勾配 1 : 1.8 (盛土の安定勾配限界) の法面で納める。なお、盛土には固化材を混入した改良土を用い、安定性を高める。

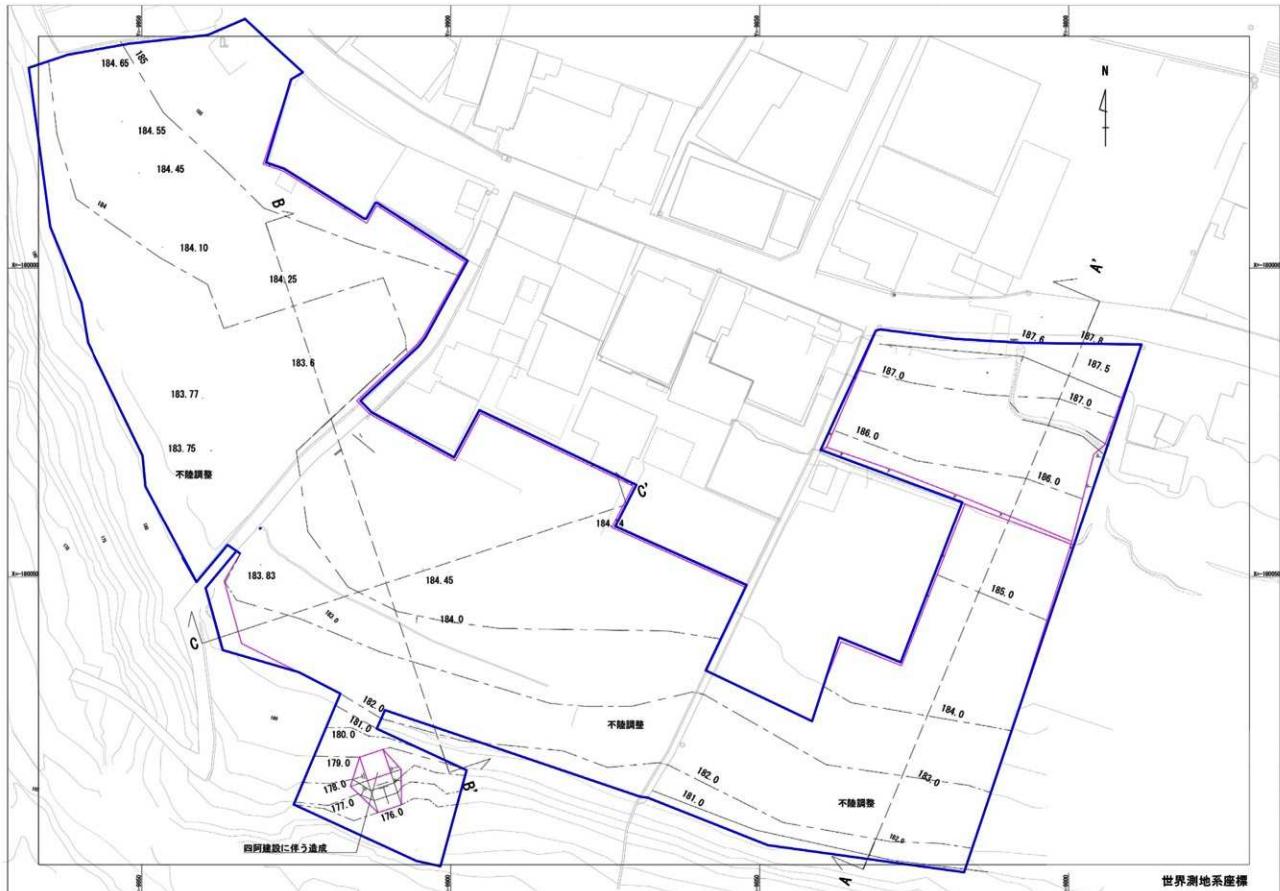


図 28 敷地造成範囲

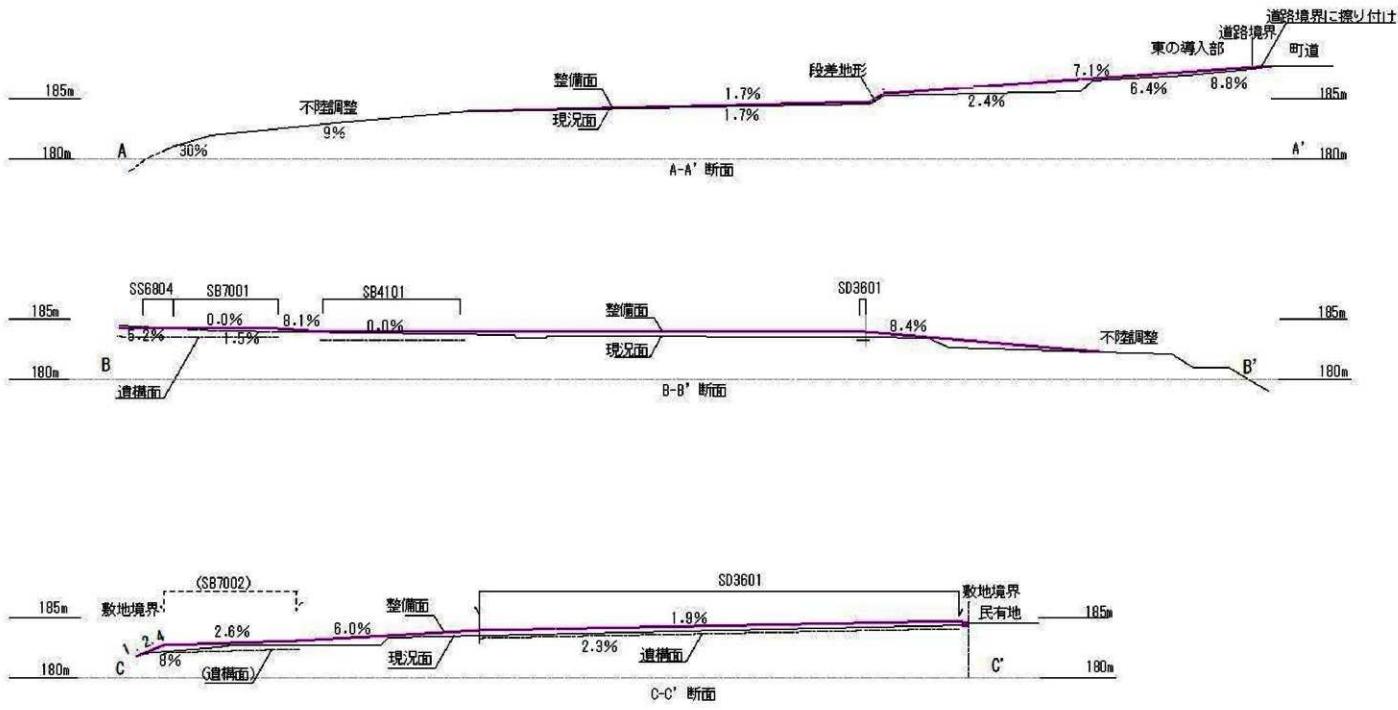


図 29 造成断面

## 第4節 植栽計画

### 1. 万葉の広場ゾーンの植栽（図30）

#### (1) 植栽の配置・植栽密度の検討

史跡整備地では、今後の発掘調査や公有地化による整備範囲の拡充に対応できるよう、ハードな舗装や公園的なルート設定は行わないこととする。東の導入部から吉野川方向に南下する部分では、造構整備ゾーンに至る導線を感じさせるような植栽の配置とする。また、万葉の時代を感じられるような植栽デザイン、適度な植栽密度とする。



万葉植物園の整備例＜國學院大學「万葉の小径」＞  
植栽と合わせて万葉植物と歌のサインが設置されている



図30 植栽配置

## (2) 樹種の検討

『万葉集』の故地であることを示すため、『万葉集』にゆかりのある植物を中心に植栽候補の樹種を選定する。『万葉集』の吉野を詠んだ歌で現れる植物や、『懐風藻』で多く詠まれる植物から、植栽候補の樹種を検討した。

植栽する樹木の根系にも配慮し、植物根によって造構面が攪乱を受けないような根系の樹木を選定する。また、維持管理性、花が咲く季節や色を考慮する。

※『平城宮整備調査報告』や『最新樹木根系図説』を参考とする。

表 17 植栽候補

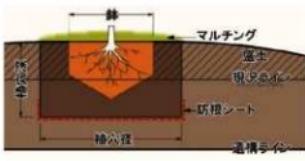
樹高	形態	標準和名	科属	開花期	花の色
高木	常緑広葉樹	クスノキ	クスノキ科ニッケイ属	5~6月	黄色系
高木	常緑広葉樹	スダジイ	ブナ科シイ属	6月	黄色系
高木	常緑広葉樹	ヤブツバキ	ツバキ科ツバキ属	3月	赤色系
高木	常緑広葉樹	ユズリハ	ユズリハ科ユズリハ属	4~6月	青色系
高木	常緑針葉樹	ツガ	マツ科ツガ属	3~4月	赤色系
高木	常緑針葉樹	ヒノキ	ヒノキ科ヒノキ属	4~5月	紫色系
高木	常緑針葉樹	マツ類 ※ アカマツ、クロマツ	マツ科マツ属	4~5月	黄色系 赤色系
高木	常緑針葉樹	ミノノギ	スギ科スギ属	3~4月	黄色系
高木	落葉広葉樹	オオギリ	アオイ科オオギリ属	5~7月	黄色系
高木	落葉広葉樹	アカメガシワ	トウダイグサ科アカメガシワ属	6~7月	黄色系
高木	落葉広葉樹	エゴノキ	エゴノキ科エゴノキ属	6~7月	白色系
高木	落葉広葉樹	エノキ	ニレ科エノキ属	4~5月	黄色系
高木	落葉広葉樹	カエデ類	ムクロジ科カエデ属	5月	黄色系/緑色系/赤色系
高木	落葉広葉樹	カシワ	ブナ科コナラ属	4~5月	白色系/黄色系/青色系 紫色系/赤色系
高木	落葉広葉樹	カツラ	カツラ科カツラ属	4~5月	紫色系
高木	落葉広葉樹	キササゲ	ノウゼンカズラ科キササゲ属	6~7月	黄色系
高木	落葉広葉樹	クリ	ブナ科クリ属	6月	白色系
高木	落葉広葉樹	ケヤキ	ニレ科ニレ属	4~5月 実:10月	黄色系
高木	落葉広葉樹	コナラ	ブナ科コナラ属	4~5月	白色系
高木	落葉広葉樹	サクラ類※ ヤマザクラ	バラ科サクラ属	4月	赤色系
高木	落葉広葉樹	シダレヤナギ	ヤナギ科ヤナギ属	3~4月	黄色系
高木	落葉広葉樹	センダン	センダン科センダン属	4~5月	紫色系
高木	落葉広葉樹	ナツツバキ	ツバキ科ナツツバキ属	6月	白色系
高木	落葉広葉樹	ヌリデ	ウルシ科ウルシ属	8~9月	白色系
高木	落葉広葉樹	ネムノキ	マメ科ネムノキ属	6~7月	赤色系
高木	落葉広葉樹	ホオノキ	モクレン科モクレン属	5~6月	白色系
高木	落葉広葉樹	ヤマボウシ	ミズキ科ミズキ属	6~7月	白色系/赤色系
中木	常緑樹	サカキ	モックロ科サカキ属	5~6月	白色系
中木	常緑樹	シキミ	マツツク科シキミ属	3~4月	白色系
中木	常緑樹	タチバナ	ヨカン科ヨカン属	5~6月	白色系
中木	常緑樹	ヒイラギ	モクセイ科モクセイ属	10~11月	白色系
中木	常緑樹	ツゲ	ツゲ科ツゲ属	4月	黄色系
中木	落葉樹	ウメ	バラ科サクラン属	2~3月	白色系/赤色系
中木	落葉樹	スモモ	バラ科サクラ属	5~6月	白色系/赤色系
中木	落葉樹	ナシ	バラ科ナシ属	4月	白色系
中木	落葉樹	ナツメ	クロウメドキ科ナツメ属	4~5月	黄色系
中木	落葉樹	ネコヤナギ	ヤナギ科ヤナギ属	3~4月	白色系/黄色系
中木	落葉樹	マユミ	ニシキギ科ニシキギ属	5~6月	緑色系
中木	落葉樹	モモ	バラ科モモ属	3~4月	赤色系

樹高	形態	標準和名	科属	開花期	花の色
低木	常緑樹	アセビ	ツツジ科アセビ属	3~5月	白色系
低木	常緑/落葉樹	ツツジ類	ツツジ科ツツジ属	4~5月	白色系/赤色系
低木	落葉樹	アジサイ類※ ガクアジ サイ、ヤマアジサイ	アジサイ科アジサイ属	6~7月	白色系/黄色系/緑色系 青色系/紫色系/赤色系
低木	落葉樹	ウツギ類	ユキノシタ科ウツギ属	5~6月	白色系
低木	落葉樹	ハギ類	マメ科ハギ属	7~9月	紫色系
低木	落葉樹	ヤマブキ	バラ科ヤマブキ属	5~7月	黄色系
つる性木本	常緑樹	サネカラズ	マツツクサ科サネカラズ属	8~9月	白色系
つる性木本	常緑樹	ツタ類 ※ キツヅ、フユツタ	ウコギ科キツヅ属	10~11月	黄色系
つる性木本	落葉樹	ツタ類※ ナツツタ	ブドウ科ツタ属	6~7月	黄色系/緑色系
つる性木本	落葉樹	ナツフジ	マツ科フジ属 (ナツフジ属)	7~8月	白色系
つる性木本	落葉樹	フジ	マツ科フジ属	4~5月	紫色系
草本	多年草	アワ	イネ科エノコログサ属	7~9月	緑色系
草本	一年草	イヌタデ/アカノマンマ	タデ科イヌタデ属	5~7月	赤色系
草本	一年草	イネ	イネ科イネ属	7~9月	白色系/黄色系/緑色系
草本	多年草	オケラ	キク科オケラ属	9~10月	白色系
草本	多年草	オニエシ	オニエシ科オニエシ属	8~10月	黄色系
草本	多年草	カキツバタ	アヤメ科アヤメ属	5~6月	紫色系
草本	多年草	カタクリ	ユリ科カタクリ属	4月	紫色系
草本	多年草	カワラナデシコ	ナデシコ科ナデシコ属	5~8月	白色系/紫色系/赤色系
つる性草本	多年草	クズ	マツ科クズ属	7~9月	紫色系/赤色系
草本	一年草	ケイトウ	ヒコ科ケイトウ属	7~11月	黄色系/赤色系
草本	多年草	サワヨドリ	キク科サワヨドリバナ属	8~10月	白色系/紫色系
草本	多年草	シラン	ラン科シラン属	4~5月	紫色系
草本	多年草	スゲ	カヤソリグサ科スゲ属	-	白色系/緑色系
草本	多年草	スキ	イネ科スキ属	8~10月	白色系/赤色系/緑色系
つる性草本	多年草	スミレ類	スミレ科スミレ属	4~5月	紫色系
つる性草本	多年草	セリ	セリ科セリ属	7~8月	白色系
草本	多年草	チガヤ	イネ科チガヤ属	5~6月	白色系/緑色系
草本	一年草	ツユクサ	ツユクサ科ツユクサ属	7~8月	紫色系
草本	多年草	ハナショウブ/アヤメ	アヤメ科アヤメ属	6~7月	白色系/黄色系/青色系 紫色系
草本	多年草	ハマユウ	ビランバナ科ハマオモト属	7~9月	白色系
草本	多年草	ヒオウギ	アヤメ科アヤメ属	7~8月	黄色系/紫色系/赤色系
草本	多年草	ヒガンバナ	ヒガンバナ科ヒガンバナ属	9月	赤色系
つる性草本	多年草	ヒレガオ	ヒレガオ科ヒレガオ属	6~8月	白色系
草本	一年草/多年草	ベニバナ	キク科ベニバナ属	5~7月	黄色系
つる性草本	一年草	マクワリ	ウリ科キュウリ属	5~7月	黄色系
草本	多年草	ムラサキ	ムラサキ科ムラサキ属	6~7月	白色系
草本	多年草	ヤブカンゾウ	ススキ/ヰキワスレグサ属	6~9月	黄色系

### (3) 植栽方法

栽培については、「第3節 敷地造成設計」に示した考え方に基づき、遺構保存のための盛土を行ったうえで行う。また、万が一根が伸びたとしても遺構を傷つけないよう、バイオバリヤー(防根シート)を設置する。高木等の植栽時には景観に配慮した地下支柱を使用する。植栽時には、土の乾燥や流出を防ぐため、伐採で発生した木材等を再利用したマルチングを行う。

中高木や草木類の植栽における組み合わせは、『万葉集』に見られる植生景観を参考にする。



植栽イメージ

## 2. 史跡整備地と民有地の境界の遮蔽

### (1) 遮蔽植栽

史跡整備地の周辺住民のプライバシー等が侵害されないよう、樹高の高い植栽等で目隠しする。史跡整備地内外の眺望点からの景観に民有地が入らないよう考慮する。なお、樹種や目隠しの方法については、周辺住民と協議のうえで最終決定を行うこととする。

### (2) 目隠し（四ツ目垣等）の設置

民有地の畑地への日光をさえぎらないよう、四ツ目垣のような形状の目隠しを整備する。その素材等については、耐久性や風景に配慮したうえで、侵入防止、敷地範囲を明確にするよう考慮する。



四ツ目垣の例＜栗山園＞

## 3. 敷地造成地の張芝・地被植栽

遺構保護を目的とした盛土を行う箇所では、盛土後の景観整備と土砂の流出を防ぐため、張芝・地被植栽を行う。対象は、史跡整備地外に土砂の流出のおそれがある部分及び、公有化を検討している整備対象地とする。それ以外は、張芝・地被植栽等は行わず、飛来する周辺の自然植栽の種子が実生で生えるものを管理していく。

## 4. 伐採計画

### (1) 眺望確保

史跡指定地外であるが、斜面地の眺望ゾーン周辺の過密な樹林地や川辺においていくことのできる里道付近では、吉野川への眺望を確保するために眺望を阻害する樹木の伐採・剪定を行う。伐採後の樹木は園路整備のウッドチップ舗装や、植栽時のマルチング材へ活用することも検討する。

### (2) 竹林・樹林地の管理

ゾーン周辺以外の樹林地においても、遺構の保護・来訪者の保護の観点から倒木の危険性のある樹木や枯木の伐採を検討する。竹林についても、適切な植生・密度の管理のため継続的に伐採を行う。

## 第5節 施設設計

### 1. 園路整備（図31）

#### （1）動線計画

史跡整備地は、特に東の導入部付近の町道からメインとなる大型建物を含む遺構整備ゾーンが見えないため、特に東の導入部を利用する来訪者に遺構整備ゾーンまで足を運んでもらえるような園路の設定が必要となる。

#### ＜園路の考え方＞

- ・史跡周辺の景観や万葉植物を楽しみながら散策できるよう曲線とする。
- ・園路線形は、宮滝周辺の景観を作り出した大きく蛇行する吉野川をイメージして設定する。
- ・遺跡保護の観点より、園路は歩行者用のみとし、史跡整備地内に新規の管理車両動線は設けず既存の里道を活用する。

#### （2）仕様

「都市公園移動等円滑化基準」（国土交通省）の基準を参考し、下記の仕様とする。

導入施設	検討すべき項目	仕様等の決定事項	適用基準
園路	有効幅	1.8m以上（やむを得ない場合、1.2m以上）	都市公園移動等円滑化基準
	勾配	【縦断勾配】5%以下とする。やむを得ない場合、一部を8%以下の傾斜路を含むものとする。 【横断勾配】原則1%以下とする。	
	舗装	通路の路面は、平坦で固く締まった滑りにくいものとする。	
出入口	幅	1.2m以上	

#### ＜その他留意事項＞

- ・広場としての活用も想定し、舗装範囲を設定する。
- ・通行者は、歩行者、車いす利用者の利用を想定し、管理用車両は里道を通る計画とする。
- ・東の導入部・西の導入部は、河岸段丘による段差が見られるため、スロープを設置する。
- ・園路の舗装材は、万葉集に詠まれた景観を阻害しない仕様で、整備後の段階的な調査においても撤去・復旧が容易なものとして、ウッドチップ舗装が考えられる。

## 2. 説明・案内施設（図 31）

### （1）説明・案内施設の考え方

奈良県では、各関係者が統一した基準で観光案内サインを設置し、初めて奈良を訪れる国内外の旅行者が迷うことなく目的地に到達でき、周遊観光が促進されることを目的として『観光案内サイン整備ガイドライン』が作成されている。主に道路に設置する歩行者系、道路系の案内サインのガイドラインではあるが、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語標記や、周辺施設への案内における図解標識などについては、本設計の参考とする。

また、耐久性、板面の退色や傷に対する強度等に加え、宮滝遺跡の持つ歴史性や環境に配慮した色調や形状を検討する。既設の説明・案内施設のうち、史跡名称を示した標柱や近年設置されたものについては、耐久性に問題が無いことから残置し、必要に応じて板面の内容を更新するものとする。新規設置する説明・案内施設についても既設の色調や形状と合わせた仕様とする。

### （2）説明・案内施設の種別と配置

解説・案内施設として、宮滝遺跡全体の概要を示した総合案内板、各ゾーンの位置づけやコンセプトを記載するゾーン解説板、各遺構の名称と概要を示した個別の遺構説明板、万葉植物と関連詩歌を示した樹木名称板を史跡整備地内に設置する。周辺地形も含めた宮滝遺跡の地形模型と古代2期の範囲における建物復元模型を製作し、地形・自然的要素や眺望の説明、遺構全体の説明も加えて整備する。

史跡整備地までのアクセスについては、前項で示した『観光案内サイン整備ガイドライン』の車両系観光案内サイン、周辺の遺跡への案内については歩行系観光案内サインの周遊促進標識も参考として、今後の設置について検討を行う。



図 31 地図、説明・案内施設配置

表 18 説明・案内施設一覧

種類	目的	詳細	設置場所	設置方法
史跡名称の 標柱	史跡名称の表 示		遺構整備ゾーン (西の導入部)	既設を残置
総合案内板	史跡の全体案 内、概要の解説	総合案内板(大)	東の導入部	既設の板面のみ更新
		総合案内板(小)	遺構整備ゾーン (西の導入部)	新規設置
ゾーン解説板	各ゾーンの概 要・整備コンセ プトの解説	ゾーン説明板 1	万葉の広場ゾーン	新規設置
		ゾーン説明板 2	遺構整備ゾーン	既設を撤去・新規設置 もしくは板面のみ更新
		ゾーン説明板 3	斜面地の眺望ゾーン	新規設置
個別の 遺構説明板	遺構名の明示、 遺構に基づく 整備の説明	遺構説明板 1~6	遺構整備ゾーン (掘立柱建物跡、掘 立柱跡、南排水溝)	新規設置
樹木名称板・ 万葉歌説明板	樹名、特徴、万 葉の詩歌の明 示	樹木名称板 1~10	万葉の広場ゾーン 植栽箇所	新規設置
地形模型+ 眺望説明板	立地、眺望(吉 野川、象山など の周辺への眺 望)、環境に関 する解説		遺構整備ゾーン (南排水溝部分に軸 線に沿って配置)	新規設置
建物復元模型 +遺構全体の 説明板	建物の復元さ れた姿を現地 の環境の中で 体感する		遺構整備ゾーン (SB4101 の南)	新規設置
誘導サイン	史跡内と史跡 周辺の施設へ の案内・誘導	誘導サイン 1	東の導入部	既設を残置
		誘導サイン 2	遺構整備ゾーン (西の導入部)	もしくは既設を撤去・新規設置 ※どちらかに仕様を合わせる
		誘導サイン 3	遺構整備ゾーン	新規設置
利用説明板	利用制限・禁止 事項の明示、注 意情報掲示		東の導入部	新規設置
案内板 (整備対象地外)	史跡へのアク セス		整備対象地外(駅か ら史跡までの町道沿 い等)	新規設置

### (3) 説明・案内施設の仕様

#### ① 史跡名称の標柱・総合案内板

史跡名称の標柱や、宮窓遺跡とその周辺に関する総合案内板はすでに設置されており、状態も良好であることから残置して今後も使用する。東の導入部の総合案内板は、今後の整備やそれに伴う調査に進捗に合わせて、板面の説明内容のみ更新する。

#### ② ゾーン解説板

万葉の広場ゾーン・遺構整備ゾーン・斜面地の眺望ゾーン、それぞれにゾーンの概要や整備コンセプトを解説するゾーン解説板を設置する。遺構整備ゾーンには、すでに遺構に関する説明板が設置されているが、説明内容が古いため、板面の更新、又は今後整備する説明・案内施設と仕様を合わせるため、撤去して新規設置する。



既設の説明・案内施設（史跡名称の標柱・総合案内板（大）・ゾーン説明板2）

#### ③ 個別の遺構説明板

遺構表示を行う掘立柱建物跡、掘立柱廻跡、南の排水溝それぞれに、遺構の概要や検出状況を説明する遺構説明板を設置する。



遺構説明板の例＜志和城跡＞

#### ④ 樹木名称板

万葉の広場ゾーンにおける植栽と合わせて、植物と関連する歌と樹木の名称を示した樹木名称板を設置する。



樹木名称板の例＜國學院大學「万葉の小径」＞

## ⑤ 模型展示等

SB4101 の南側園路上 2ヶ所に模型を設置し、来訪者が遺跡や周辺地形をより理解できるようにする。設置する模型は、地形模型と建物群の復元模型の 2種類とする。遺構整備ゾーンと周辺の景色を 360° 見渡せる位置には、史跡の立地や眺望（吉野川、象山などの周辺への眺望）、周辺の環境を解説するための地形模型を設置する。また、遺構表示を行う建物群の前には、復元された姿を現地の環境の中で体感できるような模型を設置する。



地形模型展示<上淀庵寺跡>



模型展示<秋田城跡>

## ⑥ 誘導サイン・利用説明板

東の導入部・西の導入部にはそれぞれ史跡周辺の眺望点やガイダンス施設への誘導サインが設置されているが、表示方法や施設の仕様の統一を図るために、どちらかの仕様に合わせて片方を撤去・新規設置する。また遺構整備ゾーンから、斜面地の眺望ゾーンに至る園路沿いにも誘導サインを設置する。

また、東の導入部には、史跡整備地における利用制限・禁止事項の明示、斜面地の注意情報を示す利用説明板を設置する。



既設の誘導サイン・利用説明板

### 3. 休憩・便益施設整備（図 32）

来訪者の休憩の場、また野外体験を行うことができるよう、休憩・便益施設を整備する。

#### （1）四阿

##### ① 方針・配置

来訪者が休憩しつつ、宮滝遺跡と周辺の自然環境とともに歴史を感じられるように配置し、眺望点から視界に入る場所への設置は避ける。設置場所は、遺構が顕著に確認されていない万葉の広場ゾーンと、斜面地の眺望エリアとする。

遺構が見つかっていない場所に設置するため、古代2期の軸線を意識して四阿の配置や向きを設定する。

四阿には、必要に応じて遺構や眺望、万葉植物等、エリアに関する解説が行えるよう、情報案内機能（パンフレットホルダー等）を設置する。

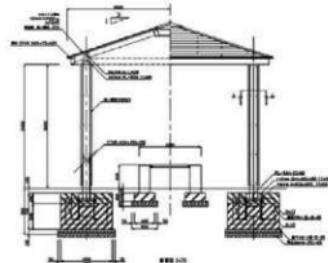
##### ② 仕様

「都市公園移動等円滑化基準」（国土交通省）に基づき、下記の仕様とする。

導入施設	検討すべき項目	仕様等の決定事項	適用基準
四阿	出入口	【車いす使用者対応】 出入口:幅120cm以上(やむを得ない場合は80cm)	都市公園移動等円滑化基準
	舗装	150cm×150cm以上の広場で、平坦で締まっていて滑りにくい舗装とする。	
	ベンチの高さ	40cm～45cmを標準とする	
	野外卓の規格	【車いす使用者対応】 高さ65cm以上、幅75cm以上、奥行き45cm以上	

##### ＜その他留意事項＞

- ・基礎設置にあたっては、遺構面を傷つけないように根入れが大きくならないように留意する。
- ・遺跡の景観を損ねないようシンプルなデザイン、材料を採用する。
- ・車いす利用の方々も利用できるようスペースを設けるほか、ユニバーサルデザインに対応したものとする。
- ・吉野産の木材を使用する。



四阿

## (2) ベンチ

### ① 方針・配置

歩行者が快適に休憩できる適切な間隔で、動線を遮らない場所に配置することとし、景観に配慮した素材でシンプルな形状とする。

### ② 仕様

「都市公園技術標準解説書」(一般社団法人日本公園緑地協会)及び「都市公園移動等円滑化基準」(国土交通省)に基づき、下記の仕様とする。

導入施設	検討すべき事項	仕様等の決定事項	適用基準
ベンチ	設置間隔	50m～100m に 1 カ所程度の間隔で設置する。	都市公園技術標準解説書
	高さ	40cm～45cm を標準とする	都市公園移動等円滑化基準

#### <その他留意事項>

- 吉野産の木材を使用する。



ベンチ

### (3) 安全査

## ① 方針・配置

史跡整備地南側は急峻な崖に面しているため、転落防止のため安全柵を設ける。

史跡整備地からの景観、眺望を阻害しないよう、史跡整備地より1段下がった場所に安全柵を設置する。

## ② 仕様

「防護柵の設置基準・同解説」(公益社団法人日本道路境界)に基づき、下記の仕様とする。

導入施設	検討すべき項目	仕様等の決定事項	適用基準
安全柵	高さ	1.1m 以上	防護柵の設置基準・同解説
	構造	縦桟構造、間隔 150mm 以下	

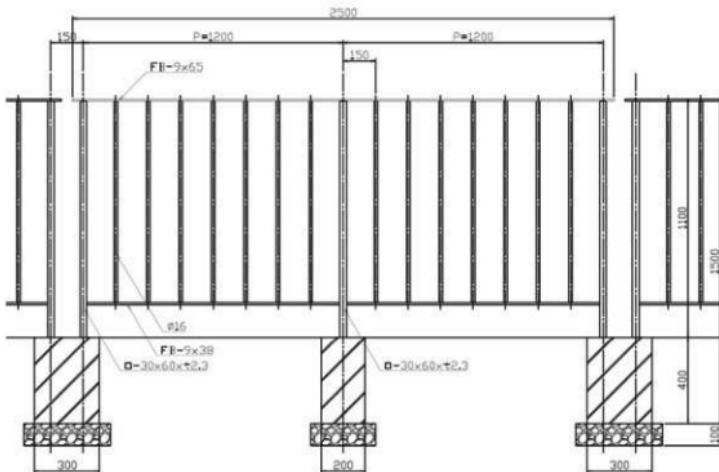
#### ＜その他留意事項＞

- ・景観を阻害しない色彩、デザインとする。

部材	スチール
支柱	□60×30×t2.3
上枠（笠木）	FB-9×65
下棟	FB-9×38
格子	Φ16



安全柵イメージ



安全柵立面图

#### (4) 車止め

##### ① 方針・配置

史跡整備地内への車両の進入を防ぐために、東の導入部・西の導入部、里道に車止めを設置する。

##### ② 仕様

「都市公園移動等円滑化基準」(国土交通省)に基づき、車いす利用者やベビーカーが史跡整備地に入ることができるよう下記の仕様で設置する。

導入施設	検討すべき項目	仕様等の決定事項	適用基準
車止め	幅	車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90cm 以上とする。	都市公園移動等円滑化基準



車止め

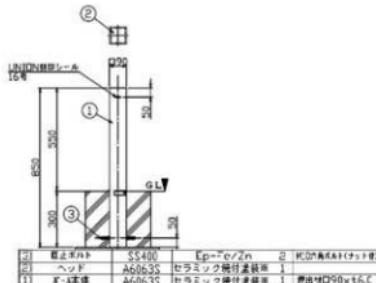


図 32 休憩・便益施設配置

## 第6節 設備

### 1. 電気設備（図33）

#### (1) 電気設備の考え方

史跡整備地の電気設備については、規模、立地環境、施設配置、夜間利用の形態、管理方法を十分把握し、目的に適した効果が得られるような方法とする必要がある。また使用する機器については、機能や器具のデザイン・管理条件・地域的条件等についても考慮する。なお、照明の配置については周辺住民への影響にも十分配慮する。

史跡整備地の夜間公開は来訪者の安全面や周辺住民への影響を考慮し基本的には行わないこと、都市公園ではないため照度基準も適用されないことから、公園ポール灯は設置しない。史跡整備地で必要とされる電気設備として、来訪者の安全と誘導を目的とした足元灯、管理やイベント時の電源となるコンセント柱を整備する。

#### (2) 電気設備引き込み

現在史跡整備地周辺の電柱は、東の導入部付近に2本、西の導入部に2本、また、史跡整備地内の東側里道に1本立っている。史跡整備地内の電柱については関西電力と協議のうえで移設を検討する。電気引き込みは、通常1敷地1受電に限定されるため、想定される電気設備の配置から配線延長を考慮し、東の導入部付近の電柱から敷地内に架空で引き込みを行う。史跡整備地で必要とされる電気設備容量から、低圧引込とし、整備した施設及び来訪者の防犯対策として将来的な監視カメラの設置に対応できるよう弱電についても電気と同様に架空で引き込みを行う。引込柱は電気、弱電対応のメーターボックス、分電盤付き鋼管柱を用いる。照明は時間制御によるオンオフの設定を組み込む。引込柱が基礎及びポールの埋設深さが約1.0m必要となるため、設置に際しては遺構がないことが確認された場所に配置する。引込柱より敷地内は地中配管とする。

### (3) 足元灯

史跡整備地の夜間利用は想定していないため、當時点灯の照明は設置せず、史跡整備地への夜間誘導を防止するため東の導入部・西の導入部に足元灯を整備する。周辺住民への夜間環境を阻害しないために、最小限の照明とする。足元灯は、景観に配慮し、地上に突出する分は景観色のローボールライトとし、ランプはLEDを用いる。埋め込み深さについては地下構造との関係に配慮する。また省エネルギーの観点から、ソーラー式の照明を設置する。夜間イベント時で使用する場合は、仮設照明を設置して対応する。「安全・安心まちづくり推進要綱」(警察庁)に基づき、下記の仕様とする。

導入施設	検討すべき項目	仕様等の決定事項	適用基準
足元灯	照度	3 lx以上とする。 ※4 m先の人の挙動・姿勢等が識別できる程度以上の照度	安全・安心まちづくり推進要綱



足元灯の例＜平城宮うまし館・斎宮跡＞

#### (4) 屋外コンセント

屋外コンセント柱は、景観に配慮して史跡整備地の中央でなく境界付近に設置する。コンセントの利用頻度が最も多くなると想定される東の導入部の道路脇、万葉の広場ゾーンの南側、西の導入部とする。

また、SB7001と南側の排水溝の軸線沿いに設置する説明板の架台にコンセントを埋め込み、遺構整備ゾーンでのイベント等に活用する。



コンセント埋め込み説明板の例



屋外コンセント柱

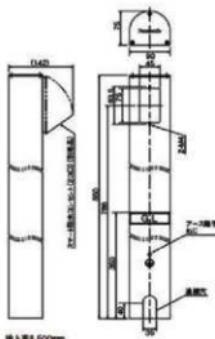


図 33 電気設備配置

## 2. 給排水設備（図34）

### （1）排水設備

地形造成に伴い生じる隣地との段差については、史跡整備地の雨水や土砂が民有地に流出しないようには法面に張芝を施したうえで法下の境界部に排水施設を整備する。排水施設は、表層水を受けるためのU字溝を基本とし、道路横断部分のみグレーチング蓋を設置する。

万葉の広場ゾーンの東側の民有地との境界は、民有地レベルでの排水流束への導水が困難であることから、境界部の法肩に水止め土手の高まりを設けて張芝を施し、表層水及び表土の民有地への流入を防止するとともに水止め土手に沿って有孔管を埋設した地中排水で導水する。この地中排水は水止め土手の南端で南西側に延長し、万葉の広場ゾーンの表層水も受けながら里道の側溝へ繋ぎこむ。

### （2）給水設備

#### ・上水道引込

上水道は、東の導入部付近の町道から引き込みを行う。史跡整備地内に整備される散水栓、手足洗い、水飲み等の日常的な使用とイベント時の利用を考慮し、引き込みは20mmとする。なお、手洗いや水飲み等の使用後の水は、基本的に汚水として取り扱われるため、汚水管の埋設位置を確認し、繋ぎこみを行う。

#### ・散水栓

万葉の広場ゾーンに、植栽への散水を目的とした散水栓を整備する。散水栓はホースの水圧減を考慮したものとする。

#### ・手足洗い、水飲み

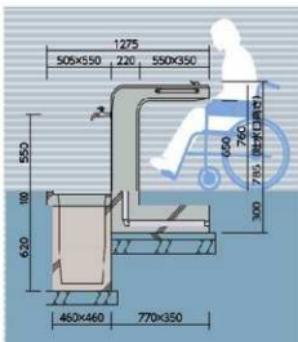
史跡の見学に加え、子供たちの遊びや野外学習等を行った後の手足洗いを目的とした手足洗い場を東の導入部に整備する。手足洗い場は、車椅子でも容易に利用できるユニバーサルデザインとする。

また、近年は、飲料を持参するが多くなっているものの、野外学習等において長時間滞在の可能性があることから、歴史資料館に戻らなくても水分の補給が可能なように手足洗い場に隣接して水飲みを設置する。水飲みも手足洗い場と同様ユニバーサルデザインとし、子供が利用できる高さの水栓を併設したものとする。

※トイレ等については、史跡整備地外に設置することとし、第4章にて整理することとする。



手足洗い場イメージ



水飲みイメージ



図 34 給排水設備配置

## 第4章 エントランス区域・ガイダンス区域の計画

### 第1節 エントランス区域

#### 1. エントランス区域に求められる機能

「第2章第5節 整備対象地における区域分けの再整理と各区域の役割分担」で整理したエントランス区域の整備方針のもと、今回の基本設計書で新規に計画するエントランス区域について、求める機能とその整備方針を下記のとおり整理する。

##### ◆ 駐車場及び史跡整備地への誘導機能

駐車場や史跡整備地のエントランスであること等を明示する機能

##### ◆ 史跡整備地等への案内機能

史跡整備地やガイダンス区域、周辺の関連する伝承地等へ、来訪者をスムーズに案内・誘導できる窓口機能やリーフレット等を配布する機能

##### ◆ 史跡整備地を活用する団体の活動拠点機能

史跡整備地を活用する団体が、パークガイドの受付を行ったり、一時的にイベント用資材を保管したり、屋内イベント開催場所や屋外イベントの際の拠点等として活用したりすることができる、活動・交流拠点としての機能

##### ◆ 団体客の一次対応や講座等開催機能

大人数（80名程度を想定）を一室に収容して講座や史跡地散策前のレクチャーを開催したり、団体客が昼食休憩等をとることができる機能

##### ◆ 一般向け図書の配架・閲覧機能

パークガイドの方が自身の知識を深めたり、史跡整備地を案内・散策する際に参照したりできるような一般向け図書（宮滝遺跡や吉野宮に関連の深い壬申の乱等古代史を扱ったものや、『万葉集』にかかわるものを想定）を配架・閲覧できる機能

##### ◆ 史跡整備地の管理機能

史跡整備地の草刈り等管理を行うときの機材置き場や、作業員の休憩場所としての機能。

##### ◆ 便益機能

トイレや屋内休憩所等を設置し、来訪者が各区域等を利用する際に休憩場所として利用できる機能

## 2. 配置計画

今回の基本設計書で追加したエントランス区域について、下記のとおり計画する。

### 【駐車場等多目的広場】

「駐車場及び史跡整備地への誘導機能」をもたせる区分として計画する。

既存の JA ならけん中荘支店（2020 年 4 月閉店）跡地を公有化できた場合、既存施設を解体撤去して、駐車場等として用いることができる多目的広場を整備する。このことにより、基本計画策定時に問題点として掲げていた、駐車場不足の問題解決を図る。また、この場所が史跡整備地への駐車場であることを示す案内板を設置し、国道 169 号線を通過する車を史跡整備地へと誘導する。

また、現在吉野町では、JA ならけん中荘支店跡地の西約 120m の地点に位置する、国道と町道との分岐点の土地の公有化も計画している。この土地は国道 169 号線を東進する自動車の目につきやすい土地であるため、この場所にも案内板等を設置し、史跡地区域への誘導を図る。

### 【エントランス施設】

「史跡整備地等についての案内・誘導機能」、「史跡整備地を活用する団体の活動拠点機能」、「団体客の一次対応や講座等開催機能」、「一般向け図書の配架・閲覧機能」、「遺跡整備地の管理機能」、「便益機能」をもたせる区分として計画する。

既存の中荘研修会館（老朽化）を解体撤去し、来訪者が利用できるトイレ等の便益機能、史跡整備地の管理拠点機能、史跡整備地を活用する団体の活動・交流拠点機能、団体客や講座等大人数の一時利用への対応機能、来訪者が周辺散策をするにあたっての情報提供等を行える機能をもった施設を整備する。

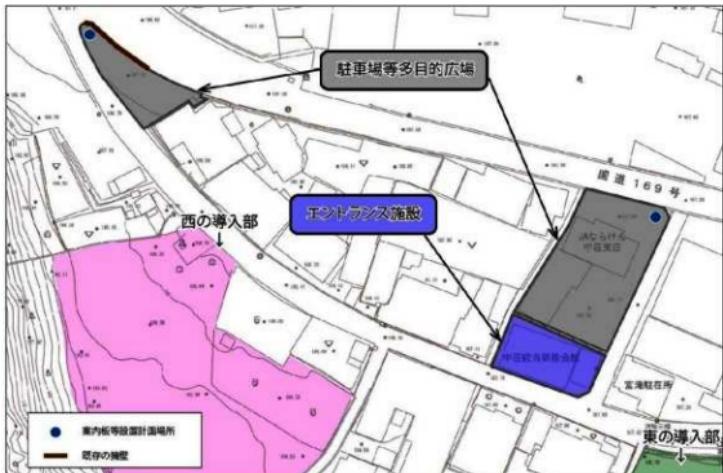


図 35 エントランス区域全体配置イメージ図

### 3. 各所に設置を計画する施設等

#### (1) 駐車場等多目的広場

- ・多目的広場（駐車場及び史跡整備地への誘導機能）

主に史跡整備地への来訪者が駐車場として利用することを想定した整備を行う。

#### ・案内板（駐車場及び史跡整備地への誘導機能）

「史跡宮滝遺跡」の案内板や、「史跡宮滝遺跡のエントランス施設」であることを明示した案内板を、隣接する国道169号線から容易に確認できるように整備する。

#### (2) エントランス施設

##### ◆ 史跡整備地の管理室及びパークガイド等の待機室・窓口

（史跡整備地の管理機能、史跡整備地等への案内・誘導機能、史跡整備地を活用する団体の活動拠点機能）

史跡整備地の草刈り等、維持管理を行うための機材保管場所や作業員休憩場所。

また、史跡整備地を案内するパークガイド等、史跡整備地を活用する団体が待機・休憩したり、資材を一時保管できる場所。ただし、来訪者が史跡整備地へ誘導したり、周辺の案内やパークガイドの受付をする等、史跡整備地の窓口機能をともなうものとする。

##### ◆ 屋内イベント・交流スペース（史跡整備地を活用する団体の活動拠点機能）

「史跡活用で連携をはかることができる団体」や周辺住民が屋内ミニイベントを開催したり、雨天時の来訪者対応をしたり、史跡整備地で屋外イベントを行う際に拠点として活用できるスペース。

##### ◆ 遺跡や遺跡周辺の簡易な情報等の紹介スペース（史跡整備地等への案内・誘導機能）

宮滝遺跡についての簡単な情報や、周辺の関連する伝承地等の情報を得ることができるスペース。リーフレットやパンフレット等を入手できるような場所を想定する。

##### ◆ 講座室（団体客の一次対応や講座等開催機能）

大人数で史跡整備地を訪れる団体客の一時収容場所や、史跡宮滝遺跡についての講座等を行う事ができる大部屋。

##### ◆ 関連図書閲覧スペース（一般向け図書の配架・閲覧機能）

パークガイドの方が史跡整備地を案内するための知識を深めたり、史跡整備地を案内する際に参考したりできるように、『万葉集』や壬申の乱等を扱った一般向けの図書の配架スペースを設ける。ここでは来訪者が閲覧を希望される場合も想定できるため、来訪者も利用しやすいように配慮する。

##### ◆ トイレ等便益施設及び休憩スペース（便益機能）

来訪者がトイレ休憩等を行い、一時的な休憩を取ることができるスペース。

#### 4. 情報発信の計画

- 既存のリーフレット等を活用し、情報提供や発信を行う。

##### 【現在作成済のリーフレット等一覧】

資料名	作成主体	内容
よしのさんぽ	吉野町	吉野町内各所の観光案内パンフレット
吉野にいこう	吉野町	町内全域の簡単な観光案内が載る地図
国史跡 宮滝遺跡	吉野町	史跡宮滝遺跡の紹介リーフレット
吉野町内の古代ゆかりの場所	吉野町	吉野町内の古代にまつわる伝承地を紹介
宮滝周辺の『万葉集』ゆかりの場所	吉野町	宮滝周辺の『万葉集』の故地を紹介
昭和初頭、激動の吉野	吉野歴史資料館	令和3年開催の特別陳列の解説シート
いかにして、壬申の乱は語られてきたか	吉野歴史資料館	令和4年開催の特別陳列の開催シート
万葉の郷 中莊マップ	中莊地区まちづくり協議会	宮滝遺跡のある中莊地区的観光マップ
吉野 中莊	中莊地区まちづくり協議会ほか	宮滝遺跡のある中莊地区的観光マップ

##### 【今後作成を予定しているリーフレット等】

資料名等案	作成を検討する内容
中莊地区的歌碑巡り	宮滝遺跡のある中莊地区的『万葉集』の歌碑を紹介した資料
壬申の乱ウォーキングマップ	壬申の乱ゆかりの地を歩くウォーキングマップ
吉野宮ゆかりの人物紹介	吉野宮を訪れた人物を紹介するリーフレット
吉野宮と町内外ゆかりの地案内	壬申の乱等で吉野宮とつながりのある場所を紹介する資料
古代の吉野を探る	古代の吉野がどのように見られていたのかを探る解説シート
吉野宮、その研究の歴史	吉野宮が宮滝遺跡であると比定されるまでの研究史をまとめたシート
インターネットを利用した情報発信	YouTube や Twitter 等、動画・SNS を活用した情報発信



図 36 史跡宮滝遺跡やその周辺に関する情報を紹介する既存のリーフレット等

・史跡整備地の活用や情報発信にあたって、連携を想定できる民間団体

中莊区長会	中莊地区的自治会長で構成される団体。
中莊地区自治協議会	吉野町まちづくり基本条例に定められる地域自治団体で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、自治会の単位でできない事や、身近な地域課題を話し合い、解決するための協議の場として地域住民により設置された組織。宮滝遺跡のある中莊地区を対象に活動を行っている。
中莊まちづくり協議会	一般社団法人。中莊地区における地域住民ら地区の将来像を描き、住民相互の連携と協力によって、受け継がれてきた豊かな歴史文化、自然を守り、いつまでも心豊かに住めるまちづくりの実践に努めることを目的とする団体。
吉野町シルバー人材センター	吉野町内に住む高齢者を対象に、その高齢者にふさわしい仕事を提供する営利を目的としない公益的法人。シルバー人材センターは「自主・自立、共同・共助」の理念に基づき運営されている。企業、家庭、官公庁等から業務を受注し、高齢者に働く場を提供している。
その他、史跡活用を視野に活動いただける民間団体	

## 第2節 ガイダンス区域

### 1. ガイダンス区域に求められる機能

「第2章第5節 整備対象地における区域分けの再整理と各区域の役割分担」で整理したガイダンス区域の整備方針のもと、吉野歴史資料館で保持・追加することが求められる機能を、以下に整理する。

#### ◆ 展示ガイダンス機能

来訪者に宮滝遺跡の歴史的文化的価値等を分かりやすく伝えるため、出土遺物や土層はぎとり資料、視聴覚機器や模型等を用いた展示ガイダンスを行う。史跡整備地にかかる古代2期の展示情報の更新ができていないため、情報を更新し、来訪者の求める情報が的確に伝わるようにする。

#### ◆ 野外体験機能

史跡整備地や屋内での実施が難しい水や火を使った屋外体験を開催できるようにし、来訪者や学校に屋外体験プログラム等を提供できるようにする。

#### ◆ 保管機能

関連資料や遺物の収納・保管を行う。

#### ◆ 調査機能

宮滝遺跡（史跡指定地含む）の調査時の拠点や、整理作業、関連する研究情報の収集・蓄積を行う。

#### ◆ ガイダンス施設の管理・運営機能

ガイダンス施設の運営管理を行う。

## 2. 配置計画

### (1) ガイダンス区域全体

「第2章第5節 整備対象地における区域分けの再整理と各区域の役割分担」にある【ガイダンス施設】及び【野外体験施設】について、下記のとおり計画する。

#### 【ガイダンス施設】

現在の吉野歴史資料館を改修し、ガイダンス施設とする。

#### 【野外体験施設】

現在の広場を野外体験施設として整備する。

火や水等のインフラ設備を用いる体験イベントや広域プログラムの拠点等、室内や史跡整備地では開催が難しいイベントに利用できる広場を設ける。

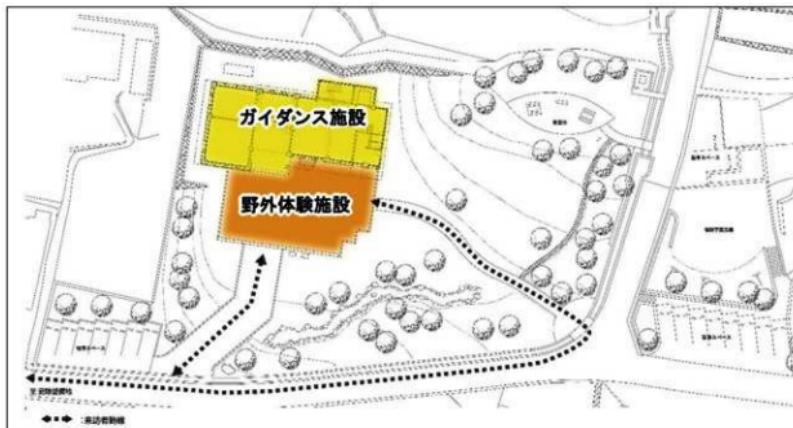


図 37 ガイダンス区域全体配置イメージ図

## (2) ガイダンス施設

### <必要諸室>

#### ・ エントランスホール（改修）【展示・ガイダンス機能】

利用者を体験・学習室及び2階展示室へ誘導するエントランスホールとして改修する。

宮滝遺跡について多様な目的をもつた方の利用を想定し、遺跡の概要や周辺施設の紹介、連携等を床面、壁面展示等で整備する。

#### ・ 管理・学芸室（改修）【管理・運営機能・調査研究機能】

管理者や学芸員が常駐し、来訪者へ記紀万葉や宮滝遺跡に関係する詳細な情報提供を行う場として整備する。



#### ・ 体験・多目的室（改修）【体験・学習機能・展示ガイダンス機能】

小規模な来訪者を対象に、室内体験等のプログラムを提供する場として整備する。未使用時は、資料の閲覧や宮滝遺跡のガイダンスの場として、幅広い活用をイメージして整備する。

#### ・ 展示室【展示ガイダンス機能】

これまでの発掘調査から明らかとなった宮滝遺跡の変遷、全体像の紹介等、模型や映像、実際の遺物を展示し、宮滝遺跡の魅力を発信する場として整備する。

### <展示概要>

展示（案）は、下記のとおりである。

#### ◆ 天皇行幸と吉野宮・吉野離宮

古代1期、2期において、政治・文化の重要な舞台であった吉野宮で、当時どのような地でどのようなことが行われたか紹介する。

空撮と概要解説くくるべ宮街遺跡>



映像と模型展示くくるべ宮街遺跡>

#### ◆ 各時代の宮滝遺跡について

発掘調査で確認された各時期の特徴を、模型・パネル展示や遺物展示、映像展示等で解説する。

#### ◆ 『万葉集』の和歌と宮滝

吉野の景観とともに、この地で詠まれた和歌を紹介する。

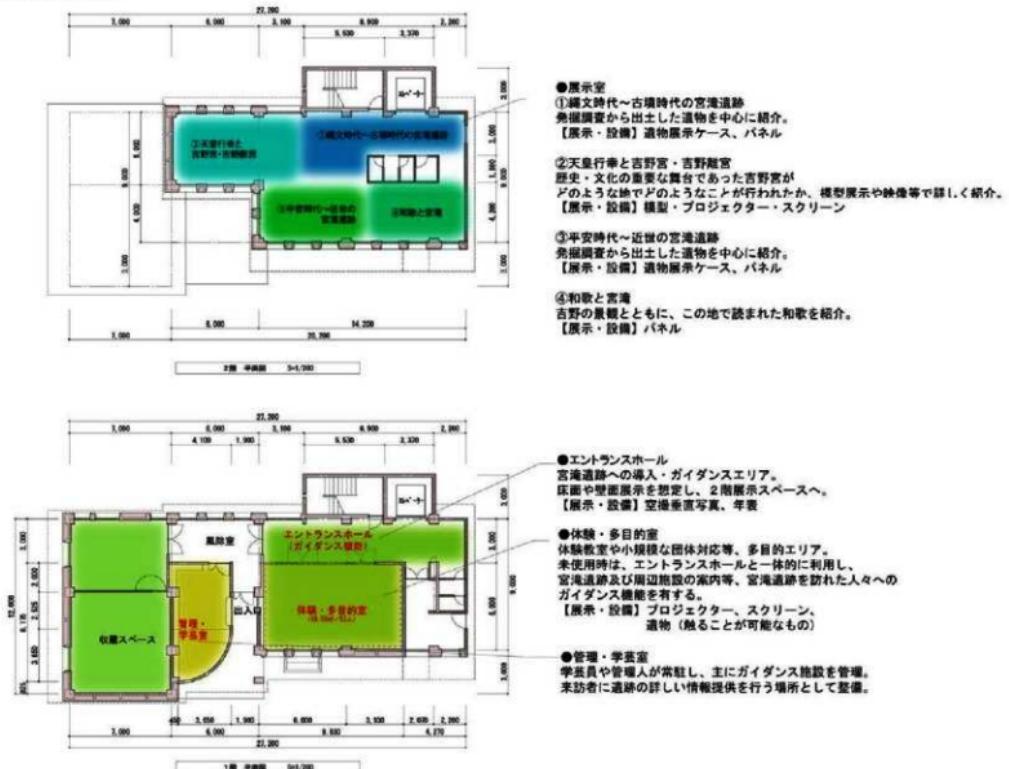


遺物とパネル（模型）くいざない館>

#### ・ 収藏室【保管機能】

現在の収蔵庫を活用する。今後の発掘調査の増減に応じて、遺物の保管場所の拡充を検討する必要がある。

<吉野歴史資料館平面図>



### (3) 野外体験施設【改修】

野外体験施設は、吉野歴史資料館の広場部分を整備し、史跡整備地や屋内での実施が難しい水や火を使った野外体験プログラムの実施や学習プログラムを想定する。

多様な活動が想定されるため、ベンチや野外卓は設置しない。

#### 【必要となる設備】

- ・パーゴラ

小雨程度であればイベントが可能な設備とする。



パーゴラ＜徳川園＞



パーゴラでの野外体験実施事例＜くるべ官衙遺跡＞

### 第3節 周辺施設との連携

#### 1. 史跡整備地等各区域と景観の活用

吉野歴史資料館からは象山や三船山、青根ヶ峰等、『万葉集』に登場する景観が美しく見え、史跡宮滝遺跡（吉野宮）と周辺の景色との関係を把握するのに好立地である。吉野歴史資料館2階の展示室の窓ガラスの一角には、窓から見える景色と山名の対応関係の説明や、その景色にゆかりのある『万葉集』の歌を紹介している。

このように、史跡整備地の魅力を来訪者によりよく伝えるためには、眺望を活かしたり、周辺の伝承地等見どころとの連携促進が望まれる。本節では、整備対象地外との連携のあり方について整理を行う。



2階展示室の窓ガラス

#### 2. 整備後に想定できる史跡整備地と周辺施設を活用した連携プログラム

古代の吉野宮の姿や往時の様子を知りながら、宮滝の地で何が行われたのか、誰がいつ何のためにどこからきたのかというストーリーを学習・体験できるようなプログラムを以下のように想定する。

##### (1) 宮滝に関する既存の施設・名所・組織等の整理

連携が想定できる宮滝地内の施設	<ul style="list-style-type: none"><li>吉野歴史資料館</li><li>その他民間施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>宮滝河川交流センター</li></ul>
相互の情報発信が想定できる町外の施設・団体	<ul style="list-style-type: none"><li>奈良県立橿原考古学研究所附属博物館</li><li>奈良県立万葉文化館</li><li>なら歴史芸術文化村</li><li>平城宮いざない館</li><li>その他、県内の歴史展示を行っている各市町村立資料館等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>奈良文化財研究所飛鳥資料館</li><li>奈良文化財研究所藤原宮跡資料室</li><li>奈良文化財研究所平城宮跡資料館</li><li>吉野ビジターズビューロー</li></ul>
史跡整備地と関係があり、町内で散策等ができる主な場所・文化資源等	<ul style="list-style-type: none"><li>桜木神社・金福寺・淨見原神社・吉野山（大海人皇子が訪れた伝説が残る）</li><li>袖振山・衣笠山（大海人皇子（天武天皇）が天女の舞を見たという）</li><li>芋ヶ峰（天皇が飛鳥から宮滝へお越しになるときに使ったという）</li><li>六田の淀・青根ヶ峰・三船山・象山・夢のわだ・ふなばり山（『万葉集』）</li><li>龍門岳（『懷風藻』）</li><li>うれし峠（大海人皇子が通ったと伝わる）</li><li>津風呂湖・矢治峠・入野峠（壬申の乱の経由地とされる）等</li></ul>	
その他活用や連携の可能性が考えられる文化資源等	<ul style="list-style-type: none"><li>県内外の壬申の乱ゆかりの地、古代天皇の行幸地等</li><li>『万葉集』に木折り歌がのる吉野材関連（吉野杉・檜、貯木場、割り箸等）</li><li>手漉き和紙（大海人皇子が技法を伝えたとされる）</li></ul>	

※ここに記載している施設・名所・組織等は主に奈良県内としたが、今後、歴史上宮滝遺跡と関係のある県外の施設等との連携も想定できる。

## (2) 連携プログラムの方針決定

### 史跡整備地及びガイダンス施設・エントランス施設の機能分担

#### 【史跡整備地】

歴史の舞台としての古代2期の環境や和歌に詠まれてきた「心のふるさと」としての景観を五感で感じることができる場として整備する。

#### 【ガイダンス施設】

宮滝遺跡の価値や遺跡に関する歴史的文化的背景の詳細を伝える場、調査研究施設として整備する。

#### 【エントランス施設】

史跡整備地の来訪者を受け入れ、来訪者を史跡整備地やガイダンス区域へとスムーズに誘導したり、休憩を取ったり、周辺の伝承地や遺跡に関する関連情報を提供したりする場として整備する。また、史跡整備地の維持管理や史跡活用にかかわる団体の活動拠点として整備する。



### プログラムで表現したい・伝えたいこと

- ①吉野宮が歴史的事件の舞台であったこと
- ②周辺とのストーリー（壬申の乱等宮滝内外との繋がり）
- ③吉野宮が『万葉集』ゆかりの地であったこと・宮滝遺跡周辺の景観
- ④吉野町宮滝遺跡に関連する文化資源等の紹介（観光地・伝統技術・名産等）

### 各施設でできること

#### 【史跡宮滝遺跡】

現地見学（景観、模型、遺構表示を見て感じる）、万葉植物の観察、広場を利用したイベント

#### 【吉野歴史資料館】

- ・ガイダンス施設
- 展示（映像や画像を用いた宮滝遺跡の詳細な解説、発掘出土物の展示）、発掘の調査研究  
宮滝の全体景観の眺望案内
- ・野外体験施設
- 手洗い場等のインフラ施設を用いるイベント、宮滝の全体景観の眺望

#### 【エントランス施設】

- ・駐車場等多目的広場
  - 駐車場、史跡を活用する際のイベント開催スペース
  - ・エントランス施設
- パンフレット等資料の提供、トイレ休憩、講座・講演会、散策前の史跡宮滝遺跡についてのレクチャー、壬申の乱や『万葉集』にまつわる一般向け図書の閲覧、関連団体による取り組み、大人数を対象とした屋内体験プログラム

※連携プログラムでは、雨天時の昼食場所や屋内体験プログラムで作成した作品の掲示や展示（希望時）、史跡見学の休憩場所等として利用を想定

## (3) 連携プログラム（案）

表 19 連携プログラム（案）

プログラム名	工程・内容	対象者	表現した い・伝えた いこと(前頁 と対応)
古代ロマンを巡る吉野町散策 ・天皇行幸再現ツアー・	<p>天武天皇が巡ったと考えられる道をたどってウォーキングしよう</p> <p>【ウォーキング】宮滝遺跡・桜木神社等 (60分)        →【講演会@資料館】天皇行幸について (60分)        →【見学@吉野歴史資料館】(60分)</p>	誰でも	①②③
壬申の乱 ・出陣の道を歩こう・	<p>壬申の乱で通ったとされる道をたどってウォーキングしよう</p> <p>【ウォーキング】宮滝遺跡-矢治峠麓までの往復・宮滝遺跡-岩神神社往復等 (90分)        →【講演会@資料館】壬申の乱について (60分)        →【見学@吉野歴史資料館】(60分)</p>	誰でも	①②
天皇の暮らしは快適? 天皇の離宮暮らしを体験しよう	<p>離宮があったとされる宮滝遺跡で天皇の暮らしを実際に体験してみよう</p> <p>【見学@吉野歴史資料館】(60分)        →【講演会@資料館】天皇の離宮での暮らしについて『万葉集』を参考に紹介) (60分)        →【見学・体験@史跡】木靴で石敷きを歩く・衣装体験等 (120分)</p>	誰でも 家族向け	①③
出張版! 実際に見て感じる歴史の授業	<p>小学校の歴史の授業(宮滝遺跡について)を、教室を飛び出して宮滝遺跡で実際に見て、触って受けよう</p> <p>【歴史の授業@史跡】宮滝遺跡とは? (60分)        →【見学+昼食@史跡】(120分)        →【見学@吉野歴史資料館】(60分)</p>	小学生・ 中学生	①②③
宮滝遺跡新聞を作ろう	<p>歴史の授業の一環として、宮滝遺跡を見学して宮滝遺跡についての新聞を作成しよう</p> <p>【見学+昼食@史跡】(120分)        →【見学@吉野歴史資料館】新聞に書く情報収集 (60分)        →【新聞作成@資料館】グループで宮滝遺跡の新聞作成 (120分)</p>	小学生・ 中学生	①②③

プログラム名	工程・内容	対象者	表現した い・伝えた いこと(前頁 と対応)
吉野材を使ったお箸を作ろう ※宮滝遺跡に関わる他の木工があればなおよし	吉野材を使ってお箸づくりを体験しよう 【見学@史跡】(60分) →【木工体験@吉野歴史資料館】お箸づくり(120分) →【見学@吉野歴史資料館】(60分)	誰でも 家族向け	①④
万葉和歌を作ろう ・吉野材を使った木簡を用いて-	史跡で往時の様子を感じ取り和歌を作り、吉野材を使った木簡に書こう 【見学@史跡】(60分) →【和歌創作@史跡】(60分) →【体験@吉野歴史資料館】木簡づくり+和歌書き(120分)	誰でも 大人向け	①③④
壬申の乱 ・あなたも壬申の乱に参加しよう・	壬申の乱を模したチャンバラ合戦イベントに参加しよう 【見学@史跡】(60分) →【チャンバラ合戦@史跡】(120分)	家族向け	①②
吉野町に生きる 万葉植物観察ツアード	『万葉集』に書かれた万葉植物を観察し、お気に入りの万葉植物を用いて和紙のしおりを作成しよう 【見学@万葉文化館】(120分) (バス移動) →【見学@史跡】(60分) →【体験@吉野歴史資料館】万葉植物を押し花にして手漉き和紙のしおりづくり(60分)	誰でも	③④
発掘調査とは？宮滝遺跡の発掘調査について知ろう	あまりなじみのない発掘調査について実際に見学しながら深く学ぼう 【講演会@吉野歴史資料館】発掘調査について(60分) →【見学@資料館】(60分) →【見学+説明@史跡】(60分)	誰でも 大人向け	①③

## 第5章 整備に向けて

### 第1節 整備スケジュール

史跡宮滝遺跡及び周辺の整備は、基本設計書を踏まえ、各関係団体と協議を行いながら事業を推進する。令和4年度は、用地買収を進めるとともに、これまでの発掘調査報告書の作成、基本設計の見直しを実施する。令和5年から令和6年度にかけて実施設計を行うとともに、令和6年度からは史跡整備地の造成工事を並行して実施する。令和9年度より、吉野歴史資料館の改修やエントランス施設整備を実施し、令和11年度に整備完了を目指す。

整備スケジュールを次頁に示す。

表 20 事業スケジュール

項目	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
整備対象地整備	基本設計見直し		(造成)					
	実施設計		(施設ほか)					
	造成工事							
	排水施設							
	遺構整備							
	園路・広場							
	植栽・案内板等							
	吉野歴史資料館改修							
	エントランス施設整備							
	設計監理							
用地買収	1 箝買収 5 箝交渉	5 箝買収						
発掘成果整理								
記念事業								
委員会開催	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回
参考	壬申の乱から 1350 年	天武即位 1350 年 元正の吉野行幸から 1300 年	聖武即位 1300 年 聖武の吉野行幸から 1300 年					天武の吉野行幸から 1350 年

## 【宮滝遺跡にかかわる節目の年】

- 令和 12 (2030) 年 宮滝遺跡第 1 次調査がはじまった昭和 5 (1930) 年から 100 周年
- 令和 18 (2036) 年 聖武天皇の吉野行幸があった天平 8 (736) 年から 1300 年
- 令和 20 (2038) 年 持統天皇の即位から 1350 年

## 第2節 概算工事費

概算工事費は下記のとおりである。

### 【工事費概算】

直接工事費	仮設・準備工	316 千円
	撤去工	25,991 千円
	伐採・選定工事	3,462 千円
	造成工・地下排水	11,430 千円
	園路舗装	22,799 千円
	構造表示	34,885 千円
	管理柵	10,694 千円
	休憩施設	14,630 千円
	便益施設・設備工	10,523 千円
	屋外案内説明施設	34,673 千円
	植栽工	8,461 千円
	直接工事費（合計）	177,864 千円
管理費等		129,155 千円
工事価格		307,019 千円
消費税		30,702 千円
工事費（税込）		337,721 千円

### 【別途見込まれる主な事業費】

実施設計・地盤調査・測量経費	26,100 千円
監理	23,600 千円
合計	49,700 千円

※工事費は、国庫補助対象外となる事が予想される工事も含まれる。

※設計対象外であるエントランス整備等にかかる費用は含まれない。

※公有化検討地の土地の買上げ等にかかる費用は含まれない。

【整備イメージ】



# 吉野万葉整備活用基本設計

令和4年3月

発行 吉野町